
◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただいまから、平成24年第3回浜中町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において3番鈴木敏文議員及び4番菊地議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について、報告書の提出がありました。委員長より報告を求めます。

5番成田議員。

○5番（成田良雄君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

○議長（波岡玄智君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日より13日までの2日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日より13日までの2日間と決定しました。

◎日程第4 諸般報告

○議長（波岡玄智君） 日程第4 諸般の報告をします。

まず、本定例会に付された事件は、お手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長（波岡玄智君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（松本 博君） 本日、第3回浜中町議会定例会開催に議員全員の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

先の議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

○議長(波岡玄智君) 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。
教育長。

○教育長(内村定之君) 前議会からこれまでの教育行政の主なものについて御報告いたします。

(教育行政報告あるも省略)

○議長(波岡玄智君) これで行政報告は終わりました。

◎日程第6 所管事務調査報告

○議長(波岡玄智君) 日程第6 所管事務調査報告をします。

本件については、防災対策調査特別委員会で所管の事務調査を行い、このたび報告書の提出がありました。

職員に報告書を朗読させます。

○議事係長(箱石雄彦君) (調査報告朗読あるも省略)

○議長(波岡玄智君) 委員長より口頭報告を求めます。4番菊地議員。

○4番(菊地哲夫君) (口頭報告あるも省略)

○議長(波岡玄智君) お諮りします。

本件は、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

◎日程第7 発議案第2号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の提出について

○議長(波岡玄智君) 日程第7 発議案第2号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○**議事係長（箱石雄彦君）**（発議案第2号 朗読あるも省略）

○**議長（波岡玄智君）** お諮りします。

本案は提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○**議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決する事に決定しました。

これから発議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○**議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 発議案第3号 2次医療圏の設定に関する意見書の提出について

○**議長（波岡玄智君）** 日程第8 発議案第3号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○**議事係長（箱石雄彦君）**（発議案第3号 朗読あるも省略）

○**議長（波岡玄智君）** 本案について、提案理由の説明を求めます。

6番中山議員。

○**6番（中山真一君）** 本案についての提案理由を説明申し上げます。

住民に密着した保健指導や健康相談・かかりつけ医などによる初期医療を提供する基本的な地域単位として、市町村の行政区域が1次医療圏であり、この1次医療圏のサービスの提供機能を広域的に支援するとともに、比較的高度で専門性の高い医療サービスを提供し、おおむね入院医療サービスの完結を目指す地域単位を2次医療圏とされております。

しかし、国が設置した医療計画の見直しについては、人口規模の一律基準を示してい

るものであり、地域の実情や広大な面積・多雪・寒冷の北海道、そしてこの道東・釧路、根室地方の地理的、気象的特性、交通事情等の社会的条件を踏まえ、人口の減少や高齢化の進行など将来を見据え、住民・患者の視点に立った医療計画の策定を願うものであります。以上のことからこの意見書を提案いたしましたので、よろしく審議の上、本案に賛同くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 2次医療圏の設定に関する意見書の中で、人口規模が20万人未満と。それは入院に係る医療を提供する一体の区域として成り立っていないと考えられるということですが、流入患者割合が20パーセント未満とか、流出患者割合が20パーセント以上であるという括弧書きの部分ですが、どこからどこに流入、流出すると言うのを説明してもらいたいのと、そのことによって、浜中町は例として不利益を得るということについて説明していただきたいと思います。

なお、面積とか自然環境等の地理的条件については、提案議員が説明した内容で私は納得しました。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 只今の10番議員さんの質問に対して、お答えさせていただきます。流入患者割合とか流出患者割合というのは、国が示したもので、私も専門家ではありませんので、はっきり解りませんが。例えば釧路圏から札幌圏等に出て行く場合とか、逆に入ってくる場合と思います。この2次医療圏の設定に関しましては、浜中町については釧路圏に入っています。根室管内は別ですが、人口が20万人を切っており、根室に近い本町でありますので、そう言う点では設定が変わってくるのが無きにしても非ずということもあります。2次医療圏の設定に関しては、慎重に国として対応していただく部分があるのではないかと考えております。お聞きした所、神奈川県では横浜市や川崎市で複数の設定となっているようです。それから見ると北海道は広大な面積を有しており、都市圏と同様な判断で制定されては困るという考えのもとにこの意見書を提出した次第です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから発議案第3号を採決します。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（波岡玄智君） 起立多数です。

したがって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 発議案第4号 緊急事態に関する意見書の提出について

○議長（波岡玄智君） 日程第9 発議案第4号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（箱石雄彦君） （発議案第4号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 本案について、提案の理由をご説明申し上げます。

未曾有の大災害をもたらした東日本大震災から早や1年6ヵ月が経ちました。本町においても津波の襲来により、漁業関係を中心に約19億円の被害がありました。

今後この道東沖においても500年間隔で発生されると言われる大地震が想定されており、予断できない状況にあることから町民の安全と安心が得られる緊急事態に対応できる国の法整備が求められます。

今回の東日本大震災における我が国の対応は、当初「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となりました。

世界の多数の国々は、今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導の下に震災救援と復興に対処しているのです。

我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、前衛部隊の自衛隊、警察、消防などの初動態勢、例えば部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用など

に手間取り、救援活動に様々な支障をきたし、その結果さらに被害が拡大していくのであります。

また、原発事故への初動対応の遅れは、事故情報の第一次発信が国ではなく、事故を起こした東京電力当事者というところに問題があります。更に言えば、我が国の憲法は、その前文に代表されるように平時を想定した文面となっており、各国に見られるように外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した「緊急事態条項」が明記されておられません。

平成16年5月にはその不備を補足すべく、民主・自民・公明の3党が「緊急事態基本法」の制定で合意したが、今日まで置き去りにされている現状にあります。

一昨年来の中国漁船尖閣事件、ロシア閣僚級の度重なる北方領土への訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威、韓国の竹島占拠問題など自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生しているのであります。

よって、国会及び政府に対し、今後想定される大規模災害などの緊急事態への迅速かつ適切な対応を可能にするための必要な法整備を早急に制定するよう強く要望する趣旨の意見書を提出しようとするものであります。

よろしくご審議の上、本案にご賛同くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 非常事態宣言であります。私は自然災害において今回明らかになったことは、防災対策が国として、地方としてきちんと出来ていなかった事が大きな被害をもたらす結果になったと思います。その結果わが浜中町議会においても、視察に行ったり、浜中町が防災対策室を設けたということです。全国のそれぞれの自治体が自分たちの問題としてこの災害対策に取り組んでいるのであって、今更ここで非常事態宣言をする必要があるのかどうか。この辺を質問したいと思います。

それからもう一点ですが、外国からの攻撃的な問題が今発議者から説明がありました。一番最後のところで「国民の生命と財産を守るために、緊急事態に対応する必要な法整備を早急に行うよう強く要望する」とありますが、私は前半の文章からして、これは武力をもって対応すべき法律を作るのだと理解しております。そこの説明をお願いしたい。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 只今10番議員からご質問がありました。非常事態宣言というのが、当時の菅内閣の時にされていなかった。初動態勢が取れていないというのが先ず最大の問題でありました。これは初動態勢が取れるように法整備をきちんとして、非常事態宣言を出す。そうすることによって、先ほど提案理由で申し上げましたが、前衛部隊の自衛隊、警察、消防などが機能していくということでございます。非常事態宣言をするということは初動態勢を早く行える。そのための法整備行うということでございます。二点目の外国からの武力攻撃を想定した法整備ではないかというお話ですが、提案理由で申し上げたとおり、憲法の第9条で戦争を放棄すると謳われております。そういった意味からいって、武力に対して武力で対抗するというような法案ではないと理解しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 言葉で非常事態宣言というのは、一番こわいと思っております。実質でどうなのかと言えば、自衛隊や消防、警察は自分たちの仕事として国民の財産や命を守るということではきちんとやってもらわなければならないと思っております。一番大事な事は、それぞれの地域で防災対策をどうするかに力を入れることが大切だと思っております。原発事故の問題も最初想定外という言葉が飛び交いましたが、時間が経過していくうちに想定外ではなく、原発というのはもともと完成されていない、不完全なものだということで、徐々に原発ゼロを目指す方向に国民が落ち着いて考えるようになってきています。知識のある学者たちは、原発のできた四十数年前から、いつ事故が起きるか解らない。事故が起きたときの教育をきちんとすべきだと言っておりました。今緊急事態でやらなければならないといった問題ではない。今回の事故に限って言えば、もっと真剣に日本国民が考え、意見を言える時期に来ていると思っております。緊急事態宣言を今改めてやらなければならないのかなど。一寸遅れているのではないかと思います。その点について聞かせていただきたいのと、武力を構えて対応する事ではないと言われましたが、国会の今の民主党や自民党の総裁選挙の中では、そうはなっていないと思っております。日本国憲法を改定して武力に対しては武力で、集団的自衛権で対応するというのが憲法の争点にもなっている。私はこの文章を見たときに武力で対応することが一番最後の行に出ているものと理解していました。その点についても一度答弁をお願いしたい。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 質問対して的確なお答えができないのが申し訳ないのですが、提案者として申し上げたいのは、必要な法整備というのは、緊急事態基本法という法律が当時の3党の合意のもとで作られています。この中の緊急事態の定義としては、大規模な自然災害等の国及び国民の安全に重大な影響を与える緊急事態、併せて我が国に対する外部からの武力攻撃、テロリストによる大規模な攻撃としています。緊急事態における基本的人権の尊重については、憲法で保障する基本的人権は最大限尊重しなければならないとしつつ、これを制約することを余儀なくされた場合については、必要最小限に留めるべきであるとしています。今10番議員が言われたように武力をもって対抗するといったような部分については、必要最小限に留めるといった中身になっているようであります。そのような法整備をしていくという趣旨でありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 一点だけお伺ひします。尖閣諸島の問題、竹島の問題、北方領土問題、北朝鮮による核ミサイルの脅威がここで出されているわけですが。尖閣列島の問題と竹島の問題は、どのような位置づけをされておりますか。その点についてお伺ひしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 尖閣諸島と竹島については、日本固有の領土ということで認識をしております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 尖閣諸島と竹島の問題については、非常に大きな問題として、毎日報道されているわけです。今朝の道新にも書かれていましたが、感情的に行動することは危険だと、いままで続けられてきたことはお互いにルールを守りながら、刺激をしないでやってきたということが言われております。外交努力でやっていく必要があると。全ての問題についても言えることだと思います。そう言う点でロシアの閣僚が国後、択捉に入るといふことも報道され、竹島についても韓国の大統領が入るといふようなことで、非常に大きな問題となっている。都知事が尖閣諸島を買うといふことから、色々な問題が出ましたが、本日の報道によりますと20億5,000万円で政府が買うといふことが出ておりました。いずれにしましてもこういう問題がセンセーショナルに報道

されて、ナショナリズム的にもものを解決するということになれば、これは武力で対抗するということになるという虞があります。そのあたりについては、どのように考えていますか。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 只今の質問については、国政レベルで議論されるものだと思います。前段私が提案理由の説明を申し上げたのは、浜中町においても500年間隔の大規模な災害が想定され、避難、復興を含めてその事態に緊急に対応できる体制の法整備をすべきだと考えて提案したわけです。よって竹島、尖閣諸島の問題については、現在国の間で議論すべき話であると思います。ただ両島については、日本固有の領土であるということで、主権を定めておく事は必要だと思います。国の動きとして、尖閣諸島については、港や灯台の整備は刺激をするので、当分しないという方針も打ち出しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 最後ですが、先日避難訓練が自衛隊の要請で行われました。ここでは、小銃を持った自衛隊員がそれに参加しております。私は非常に異様な感じがありました。避難訓練に何で小銃が必要なのか。そういうことがどんどん広がっていく虞があります。非常事態宣言というのは、国がやることだと思いますが、当然そこには総動員体制を執ることが考えられます。治安維持法の法律が日本の国民をどこに持って行ったかを見れば、自ずと解ると思います。いずれにしましても国の考える事だと説明がありました。この間の事態を実際どのように感じているかお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 只今の小銃を持った避難訓練の話ですが、私はその画面を見ておりませんので承知しておりませんが、今回の東日本大震災のおり、自衛隊の活躍は相当なものです。その辺を是非理解をしていただきたい。私どもは自衛隊が居なければあの地域の復興というのは有り得なかったのではないかと思っております。やっと1年6ヵ月が経ちました。被災された皆さん或いは亡くなられた皆さんに改めてご冥福をいたしたいと感じております。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

8 番竹内議員。

○8 番（竹内健児君） この意見書に対する反対の立場から討論に参加をいたします。

私はこの緊急事態に関する意見書の中で特に最後の項目で、領土問題が絡んだ内容、北朝鮮の核ミサイルの脅威に対する問題、こういう点について反対の立場から討論に参加したいと思います。尖閣諸島と竹島の問題は、性格が異なるわけですが、解決の方法も異なることがあると思います。いずれにしても、領土問題というのは、歴史的な事実と国際法上の道理に則った冷静な外交交渉による解決を図ることが、大事だということが基本的な考え方であります。衆議院の中でもこの問題は論議されてきております。韓国大統領の竹島の上陸を非難するに留まらず、不法占拠を一刻も早く停止することを求めるとして、これまで政府として求めて来なかった、エスカレートした要求を突きつけています。これはナショナリズムを台頭する大きな要因にもなるわけであります。冷静さを欠いた措置というのは、考えなければならぬと思います。今までこの尖閣諸島、竹島問題は、双方の一定のルールに基づいて行われてきているわけであります。私は尖閣諸島、竹島問題については、日本固有の領土という点では、同一の見解を持っております。それを今まで国際法上に則って、きちんと政府が明らかにしなかったことが、今もって惹起していると考えているわけです。私は歴史的な事実と国際法に基づく冷静な外交交渉による解決、これを求める事が大切だということをはっきりさせておきたいということであります。領海の警備に関する法整備を求めるという点では、武力による解決に道を開く極めて危険な方向だと思えます。その立場からこの「また、」という最後の部分に対して、この決議案については賛成できないことを表明したいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり。）

○議長（波岡玄智君） これで討論を終わります。

これから発議案第4号を採決します。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（波岡玄智君） 起立多数です。

したがって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 発議案第5号 治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求める意見書の提出について

○議長（波岡玄智君） 日程第10 発議案第5号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（箱石雄彦君） （発議案第5号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求める意見書について、補足説明をいたします。治安維持法が制定されたのは、1925年昭和元年のことであり、今から87年前のことです。大変古いのですが、今更なんだということになります。これは私たちがずっと前から要求してきた事でもあります。日本共産党がこの日本に誕生したのは、大正12年1922年の7月15日でありました。それまで明治の始め以降、自由民権運動というのがありまして、民主化運動がどんどん起こってきました。そして国会も出てきましたが、この民主化運動の中で最も批判されなければならないところが批判されませんでした。それは何であったかと言うと。天皇制を止めよう、廃止するという問題でありました。日本共産党は、設立の当初から天皇制廃止を掲げました。なぜならば、明治憲法で主権は天皇にあり、全ては神の声によって、天皇が日本の国を治める。今で言う司法、立法、行政も、三権分立も全て天皇のもとにあるということであったり、シベリアやロシアへの侵攻、第一次世界大戦、第二次世界大戦、これらの戦争は全て天皇の名によって行われました。そんな時に日本共産党が天皇制をやめるということを方針に掲げ、民主的な国家を作るのだと。また、税金を払っている人のみ与えられた選挙権を18歳以上男女に平等に与える事。そして戦争ではなく、平和な日本をとというスローガンを掲げて誕生したわけでありました。しかし、日本が朝鮮併合や無防備な中国への侵略戦争を進める上で、天皇制を廃止するような輩をそのまま生かしておくわけにはいかないということで、死刑も含む弾圧法律がこの治安維持法でした。皆さんよく知られている人名では、日本共産党の党員であった小林多喜二、プロレタリアアートです。彼は逮捕されてその日のうちに警察の拘置所で虐殺されまし

たし、戦後日本共産党の書記長や委員長になった宮本顕治氏は、検挙されて網走刑務所に12年間も入れられておりました。何年かの間は全て検挙されて、日本共産党は空白の状態でありましたが、敗戦と同時に結集して今日に至っております。戦後日本国憲法が制定されましたが、この日本国憲法は、日本人300万人の犠牲者や2,000万人のアジアの人々の犠牲の上に作られたと思っております。天皇制を廃止して国民主権、18歳ではありませんが、20歳以上の男女の普通選挙、立法司法行政の三権分立、これらの基本的な民主化は、日本共産党が戦前掲げた政策と全く同じものがここに誕生したわけでありました。私たちは先ほど読まれましたように多くの犠牲者を生みましたが、この犠牲者に対して何の国としての謝罪も無く、戦後も私たち共産党党员は赤だとか、何だとか言って、石もぶつけられたり、迫害も受けながらやってきました。先ほどの意見書にありましたように、日独伊三国同盟というのがありますが、イタリアでは実刑を受けた反ファシスト政治犯に終身年金が支給されております。ドイツでは連邦補償法でナチスの犠牲者15万3,000人に年間一人当たり約80万円の年金が支給されております。カナダやアメリカで日本人だからといって捕らえられた方々にも、カナダやアメリカは見舞金を補償しております。隣の韓国でも、投獄された人方は、戦後年金を毎月16万円支給されているという状況です。このように侵略戦争に反対して戦った多くの良心的な人々が牢獄に入れられたり、殺されたり、そういう事態を今後起こすことのないように。思想信条の自由、何でも自由に喋れて、自分の意見がしっかり言えるような社会を作っていくためにも、過去の犯した誤りは国としてきちんと反省してもらわなければならないと思います。そういうことで皆さんの賛同をよろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番中山議員。

○6番（中山真一君） 只今のこの意見書の提案につきまして、一寸お尋ねさせていただきます。この問題につきまして、何か国会をやっているのか。ここは浜中町議会です。この中で何でもこういうものが出てくるのかという気がしました。その中で治安維持法犠牲者と言われましたが、浜中町でこの犠牲者というのは現在居るのでしょうか。その点お尋ねします。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 私も探しました。全国でこの位多くの国民が犠牲を受けたのですから、浜中町民も居るのではないかと探しましたが、見つけることは出来ませんでした。しかし、浜中町に住んでいて治安維持法で追われた人が都会に出て、大学へ行ったり、仕事に就いたり、労働者として働いているときに日本共産党に誘われて黨員になった方、それに親しみをもっていた人も居たと思うし、そういう人が逃れて浜中町にやってくる命がかかっていますから、共産黨員とは言えなかつただろうし、多分居ただろうとしか私は言えません。しかし、これは国の問題であって、全ての国民がこの治安維持法下に生活してきたことは間違いありません。したがって、あの第二次世界大戦で自分の夫や恋人、父親が戦争に取られた中で、お国のために亡くなったと表では言っただけでも残念に思っているのが真実でなかつたかと思えます。それは他の地域の問題では無く、この浜中町の町の問題であると捉えております。

○議長（波岡玄智君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議長（波岡玄智君） まず原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり。）

○議長（波岡玄智君） これで討論を終わります。

これから発議案第5号を採決します。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

○議長（波岡玄智君） 起立少数です。

したがって、発議案第5号は、否決されました。

◎日程第11 一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第11 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

8 番竹内議員。

○8 番（竹内健児君） 私は、発言通告に則り、質問いたします。今年の8月3日平野文部科学相は、公立学校の耐震化の進捗状況について、「耐震化が進むかどうかは財政事情の問題ではなく、首長が対策の優先度をどう位置づけるかで、変わる」との認識を示し、「東日本大震災を受け、地元負担の軽減措置を一般的な地震補強工事の場合3割程度だったものを1割にまで抑えている。負担はかなり軽くなっている。何かあった時の避難場所が安全じゃなくていいのか、しっかり考えて欲しい」と呼びかけております。

私は昨年12月と今年6月の議会で耐震化問題を質問してきました。幾つかの疑問・課題は明らかにされたが、納得いかない理解に苦しむ点がありました。学校統廃合は子供たちや地域住民・集落の将来のあり方に大きな影響をもつ地域住民全体の問題である。正確な情報と徹底した話し合いを通じて、地域住民の合意の下に悔いのない選択肢が求められると思います。以下質問をいたします。

姉別南小中学校の耐震化に伴う工事費の地元負担が教育委員会の管理課と文部科学相の言う負担割合に大きな開きがあります。文部科学相の内容をどのように捉えているか。管理課の試算との比較で納得いく説明を求めたいと思います。管理課の試算を訂正する考えはありませんか。まずその点についてお伺いします。過去の答弁の中で姉別の耐震化で屋内体育館、これは621平方メートル、改築事業費は総事業費で2億5,000万円かかるということでもあります。これは単価で言いますと1平米40万2,500円となるわけです。ところが説明の中で出てまいりましたけれども、建築単価というものがありまして、これが1平米あたり19万1,600円だとしています。国の補助はこの額で計算されるという説明でございました。どうも文部科学相が言っているこの内容と説明された内容に大きな乖離があるのではないかと思います。予算を付けるにしてもこれだけの開きがあればおかしいのではないかと言う事を8月3日の段階で思ったわけでございます。管理課試算では、実質的負担というのは約6,000万円。これは建築単価からすると24パーセントにあたります。そうすると14パーセントくらい文部科学相が言ってる内容と違うわけです。その点の開きというのは、どうゆうふうに説明願えるのかなと思います。建築単価というのは、お話によりますと予算の枠が決まっているので、希望件数によって割り返せば大体単価が出るということでもあります。しかし、これは実際に建築が終わって出来上がった段階で、国の予算が余ればその分だけ按分されて還付されるということでもありますから、この6,000万円は、最高の金額

になるだろうというお話でありました。教育長のイメージとしての答弁は大体地元負担というのは、13パーセント位だろうということであります。これは聞けば納得のいく数字であるわけです。しかし、管理課が試算した内容では私は納得がいかないわけで、その点をまず第一点で質問したいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課主幹。

○管理課主幹（内村 満君） 一点目の文部科学大臣の内容をどのように捉えているかというご質問でございます。文部科学省は学校の耐震化を推進するにあたり、財政措置の充実を掲げて、これを推進しております。議員冒頭でご質問しておりました一般的な地震補強工事の場合、従前3割程度あったものを1割に軽減します。また、改築につきましては、従前2割であった地元負担を1.3割程度に軽減しますと説明をしております。二点目の姉別南小中学校の耐震化に伴う工事費の関係で納得のいく説明を求めるといってございます。姉別南小中学校の耐震診断説明会の中で、屋内体育館は診断の結果I値が0.14と極めて低く、補強はできなく改築をしなければならないと説明をしております。それから総事業費は621平方メートルの体育館を建設した場合、2億5,000万円程度というお話をさせていただきました。この改築をする場合、原則補助率は3分の1ですが、診断の結果I_s値が0.3を下回ったため、補助率が50パーセントとなっています。また、当町は過疎地であるために5パーセント上積みされ、国庫補助金の率は55パーセントとなります。姉別南小中学校の屋内体育館も試算をしますと補助単価が19万1,600円で算定されます。621平米に対する55パーセントですので、国庫補助は6,544万円となります。残り45パーセントは、過疎債の100パーセント充当で借り入れができ、そのうち70パーセントが交付税算入されます。この結果、交付税措置額は1億2,446万円。地元負担は、総事業費2億5,000万円から補助金の6,544万円と交付税措置額1億2,446万円を引いた6,010万円が地元負担となります。結果構成率につきましては、国の補助金が26パーセント、交付税措置額が50パーセント、地元負担の構成比が24パーセントとなります。管理課の試算を訂正する考えはないのかというご質問でございます。6月定例会の中で姉別南小中学校の改修金額について試算を申し上げました。国庫補助金は6,544万円、地元負担金が6,834万円、残りの1億1,622万1,000円が交付税措置になりますと説明するところを起債となりますと説明したための誤りでありました。結果この試算と比較し、国庫補助は同額ですが、交付税措置額について今回の方が

824万円6月の説明より多く、地元の負担は逆に824万円少なくなっております。先ほど質問にありました国の補助単価というのは、全体の国の予算の中で、事業の変更申請なり、当面の予算の割合でこれを実勢価格に近づけようと国は補助配分しますが、実勢価格まで及びません。この結果国が言う単価と町が言う実質構成率とは違いが出てくると判断されます。先ほどの説明によりまして前回と今回であります、起債と交付税措置額の説明と試算額について誤りがございました。今回の説明をもちまして訂正したいと考えますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 若干の試算の違いがあり、訂正をするということですので、それはそれなりにしていただきたいと思いますが。私が聞いたのは文部科学相が言っている1割とこの試算されて今訂正された数字だって、1割には遥かに高い数字です。何故そういうことが起きるかということです。文部科学相が言っているのは、1割だから2億5,000万円の1割であれば、2,500万円で建つのではというのが一般的な考え方になると思うのですが、そうはならないと。それは建築単価というのがあるって、このようになるんだという説明が前にもありました。これだけの違いがあるということは、どうも納得がいかないという私の質問であります。それはどうゆうふうギャップを説明されるのかということを知りたいのです。

○議長（波岡玄智君） 管理課主幹。

○管理課主幹（内村 満君） 国庫補助とギャップがあるというご質問でございます。先ほど言ったように文部科学大臣が言われる3割から1割になるということにつきましては、補強工事を例にとりましてでございます。補強工事の場合、Is値が0.3以上であれば国庫補助が50パーセント、その内起債充当の70パーセントのうち元利償還金が50パーセントということが、前回の23年度までの説明でございました。24年度以降は、国庫補助50パーセントに対しまして、起債充当40パーセント、そのうち元利償還金の80パーセントを交付税措置をするということで10パーセントという説明でございます。ただ先ほどから言ってますように改築と補強工事についてですが、改築については、実勢価格でございます。実際621平方メートルの体育館を造る場合、文部科学省の19万1,600円の補助単価がございまして、補強の場合は実勢価格に近い金額になっております。補強の場合は平方メートルあたり2万7,500円と設定されておりますので、その価格が実勢価格とほぼ同額でありますので、補強につきましては

1割に近い補助率になります。改築にあたっては、先ほども言いましたように補助単価と実勢価格について開きがございますので、文部科学相が言う1.3点数パーセントには及ばず、地元負担が2.2点数パーセントになる計算になるかと思えます。

○議長（波岡玄智君） 一般質問中ですが、この際、暫時休憩します。

（休憩 午後12時00分）

（再開 午後 1時01分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 午前中に引き続き質問いたします。答弁のありました点について、実際に建築単価と言うのと改築の総事業費、これでは一平米当たりの単価が大きく食い違うわけであります。今の答弁によりますと管理課が試算された実質的町負担というのは、建築総事業費に対する実質的負担額が2.4パーセントになるという答弁でございます。実際にこの2億5,000万円ではなく、一平米あたりの建築単価に改築面積を掛けたそのものが、屋内体育館の建築費になるということになりますか。それに対してどうゆうふう考えたらよいのか。改築総事業費というのは、一体どういう計算の仕方をして2億5,000万円の数字が出たのか。建築単価に改築面積を掛ければこれはずっと下がるわけです。これはどうゆうふう説明されるのですか。私はそのことをお聞きしたいのです。一平米当たり19万1,600円の建築単価と改築総事業費というのは単価が40万2,500円となるわけですが、これはどうゆうふう説明されますか。文部科学相が言っている1割というのは何をもとにした1割なのかということです。建築単価に対する1割なのか、総事業費単価をもとにしたものなのか、それはどのように理解したらよろしいですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課主幹。

○管理課主幹（内村 満君） 今回の姉別南小中学校の改築については、総事業費が改築です。補強ではございません。改築で2億5,000万円と試算をさせていただきました。これは先ほども言ったように621平米ということでございます。これを逆算しますと、議員おっしゃるように40万2,500円に平米を掛けると2億5,000

万になるかと思えます。学校を改築又は建設する場合、建築単価で文部科学省は町村に補助をします。さきほど私が申し上げた建築単価19万1,600円と相当の開きがございます。ただし、この建築単価が上がると実際には国が言っている割合に近づいてくると思えます。ただ実際には国が補助をする場合、621平米で国が用意している19万1,600円掛ける浜中町の場合補助が55パーセントですので、あくまで55パーセント補助と言いながらも、単価は実勢価格よりも低い価格で国の方は補助をします。国の単価が上がると実勢価格に近づき、町村の負担は先ほどの22.4パーセントから下がることとなります。ただこれにつきましては、改築をする場合で、国は13点数パーセントまで落とすとしています。補強の場合は、文部科学大臣が言った1割程度まで落ちると。ですから改築と補強の国が言っている地元負担の割合は、当然違います。ということでご理解願います。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 改築と改修と違うということですか。新たに建てるのが改築で、改修というのは補強だと。その場合は、国の補助率も違うし、もとなる建築費というのは違うということなのですか。そうしますとここで言っている改築総事業費2億5,000万円というのは、新たに建てるということなのですか。そうしたら2億5,000万円の実質的な地元負担というのは、1割とすれば2億5,000万円にはならないと。文部科学相の言っている数字というのは、大きく違うと私は言っているのです。おかしいのではないかと。建築単価19万1,600円で体育館は建つのですか。建つのであれば、文部科学相の言っているのは当たると思いますが、この単価でいけば総工事費はずっと下がるわけです。その説明はどうされるかということを知っているのです。

○議長（波岡玄智君） 管理課主幹。

○管理課主幹（内村 満君） 姉別南小中学校の改築については、地元の説明会の中でどの位かかるかにつきましては、総事業費が2億5,000万円程度と前置きをして説明をさせていただきます。そのうち実質町負担はどうなのかということですが、今回の説明で6,010万円程度が実質的な町負担になるということをご理解を願いたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） どうして開きがあるかということです。どこを取ればいいのか。文部科学相の言っている10パーセントというのは、実質地元負担というのはな

んぼになるのですか。なんぼで建つのですか。この単価で建つのであれば、ずっと下がるわけでしょ。実際に改築総事業費というのは、2億5,000万円みていると。しかし、国の補助はこれだけだと。ずっと下がると。建てようがないのではないですか。それは出来上がった時点で変わるかもしれないという話をされています。これは最高の負担額だと言われている。これより下がる可能性は十分あると説明されている。しかしそれは数字して中々出てこないというのは、どういうことなのですか。説明のしようがないのではないか。判断のしようがなくなるのではないか。それを私は聞いているのです。

○議長（波岡玄智君） 管理課主幹。

○管理課主幹（内村 満君） 学校を直す場合、補強と改築があります。8月3日の文部科学大臣の話では、補強については23年度より今年の方が10パーセントの負担で済むということは、国の補助が50パーセントで起債が40パーセント、それで地元負担が10パーセントということの説明でございます。ただ改築にあたっては、午前中説明したとおり、補強はできませんので、新しく建てるということであれば50パーセントの補助になりますが、当町は過疎地であるために55パーセントの補助となります。実質的な負担はどうかというところ、国の補助が55パーセントで、交付税の構成率がそのうち50パーセント、地元負担が実際には24%になります。改築で言う国の負担割合は、過疎債を用いて浜中町にあわせれば国庫補助は55パーセント、交付税措置額が31.5パーセント、町負担は13.5パーセントになります。補強と新しく建てる場合の率は、若干違ってございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 総事業費に対するそれはパーセントなのですか。それとも建築単価に対して平米をかけたものがものになっているのか。どちらのパーセントでお答えになっていますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課主幹。

○管理課主幹（内村 満君） 今回は、事業費に対する1割ということでございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 事業費に対する単価という事でありまして。そうしますと文部科学相で言っている10パーセントというのは、何をもとにした数字ですか。総事業費に対してですか。それとも建築単価についてですか。

○議長（波岡玄智君） 一時会議を中止します。

議論が全くかみ合っていないことがありますので、何を聞きたいそして何をどのように答えるかということを含めてください。若干時間を猶予します。

会議を再開します。

教育長。

○教育長（内村定之君） 只今のご質問で文部科学相の平野大臣が言う3割乃至1割という捉え方であります。先ほど主幹が説明したとおり、平成23年度までは例えばIs値0.3以上の補強工事の場合、例えば事業費を1億円とした場合に国庫補助金が50パーセント入ってきます。5,000万円きます。起債の充当率は残った5,000万円の75パーセント、3,750万円が起債で充当されます。この3,750万円に交付税措置が50パーセントされます。そうしますと1,875万円。この交付税措置される額と国庫補助を合わせますと6,875万円。それを1億円から控除しますと3,125万円ですから、実質3割負担とこれが平野文部科学相の言う負担となります。これが24年度では、事業費1億円と仮定して国庫補助は同じく50パーセント、起債の充当率は残った5,000万円の100パーセントになります。5,000万円の起債に交付税措置が80パーセントされます。そうしますと4,000万円になります。ですから1億円から国庫補助5,000万円と交付税措置額4,000万円を引くと残り1,000万円。その1,000万円に対する事業費1億円の割合は1割と。これが8月3日の平野大臣の言う、23年度から24年度かけて国が財源措置をする割合を3割から1割にした話であります。まずこの点について、お答えさせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） そうしますと補強工事の場合は、今言われた文部科学相が言っている内容になると。改築になりますと変わってくるよと。それはいくらになるのですか。それは姉別の場合にあてはまることになりますね。壊して新しいのを建てなさいことになりますから、補強とは違う事になります。今まで出された数字の2億5,000万円の総工事費というのは、どっちにあたるのですか。補強として出されている数字ですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 只今の点にお答えします。姉別南小中学校の場合は、6月定例会の中でも申し上げたとおり、Is値が低く、国の基準を下回っていることから、補強等が出来ないため、新たに立て直すということでお話をさせていただいております。

ので、ご理解をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） それは今まで説明された管理課が試算した実質的町負担額なんだと言うことになるわけですか。そういう理解でよろしいのですか。約6,000万円近い負担になるよと。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 議員言われたとおりであります。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） そうしますと前回説明された、あるいは後で説明を受けた点なのですが、6,000万円近い地元負担というのは、あくまでも最高額なんだと。これより下がる可能性があるのだと説明を受けました。例えば単価が上がれば、地元負担は下がってくると。そのことを説明願わないと大体どのくらい下がるか見当がつかない。判断のしようがなくなる。姉別は新築しなければならないということですから、最高6,000万円位かかるが、実質出来た場合に予算が余った時には加算されるという説明がないと、私は判断をするのに困るのではないかと思いますし、教育委員会に対してもそういう説明がされているのかどうか。そういう検討もされていたのかどうか、非常に疑問に思わざるを得ない。その点はどうか。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） 姉別の体育館を改築する場合に1平米当たりの単価19万1,600円をベースにしています。実際今霧多布小学校の体育館が着々と進んでいまして、ここは27~28万円の平米単価で23年度の事業として、24年度に繰り越しています。国の全体の予算枠の中で、各都道府縣市町村等全国から集められて、ベースは19万1,600円ですが、予算の枠内で、もしかしたら今よりも平米当たり5万円或いは10万円嵩上げになるかもしれません。ただこれはあくまで憶測でして、それが確実になると見込むことは危険であります。全体として19万1,600円の平米単価であれば、6,000万円位の最終的な町の持ち出しになろうと思います。それが仮に1平米5万円、10万円と補助単価が結果的に嵩上げになった場合には、実質地元負担というのは5,000万円或いは4,000万円といった数字もなくはないと思います。今の段階では、19万1,600円が基準になっていますので、町の実質負担は6,000万円位かかるというお話をさせております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） そうしますと、これは結果的に予算が余るかどうか、或いは予算ですから補正して嵩上げることもあり得るのですか。それは無いのですか。余らなければ嵩上げにならないということになりますと地元の負担としては、計画をたてるのに非常に困るわけです。一方では記者会見で10パーセントしたとか言っているわけです。実際にはそのことは結果として解らないと。だけでも進めなさいということになってしまうと、ここが可笑しいのではないかと言っているのです。この単価で建てられれば良いですよ。だけでも実際にはそれ以上の単価があるということなんですよ。それは国の方としても、責任が無い話だなと思うのですが。押し問答してもしようがない事かもしれませんが、実際上は6,000万円以下の建築費で可能になるという解釈をしてよろしいのかどうか。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） 先ほどの繰り返しになりますけれども、国の全体の枠の中で全部集計して、余裕が出ればその分は各町村に補助単価の上積みということで、例えば5万円の上積みになるのか、10万円規模になるのか、それは最終的に国の枠の関係で決まってきます。今の段階では、憶測ですので、あくまで6,000万円、19万1,600円がベースというお話をさせていただいております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 非常にわかりづらい部分があるのですが、いずれにしてもどれをベースにして地元負担が計算されるのかというのは関心のあるところだと思いますし、判断をする場合には、統廃合に進んだら良いのか或いは改築としてやってもらって、避難場所にもできるということも考えられるわけです。色んな点を総合して考えた場合に建築内容というのは、重要な条件になると思います。それが極めて曖昧模糊としているということは、かなり問題があると感じました。建築単価だけで建てられるのなら構わないのですが、それに対して55パーセントで対応するというのであれば解るのですが、半分も違うような単価で計算されて、未だに疑問に思っています。これに十分時間をかけるわけにはいきませんので、次の問題に入りたいと思います。

学校が統廃合になって、財政上の影響というのは、財政再建プランの中でも一応数字としては出されているわけです。それは小学校12校を4校に、中学校5校を3校にするということで、これは16年を起点にした数字なのですが、保育所は小学校区毎に再

編するという内容であります。その中で歳出での物件費というのは、節減額は1億314万8,000円だと出されておりますし、歳入での交付税減収額というのは、1億4,570万4,000円になっています。差し引きの影響は4,255万6,000円と計算されております。これは多分学校教職員の住民税の減収額は入っていないのではないかと思います、それは入っているのかどうなのかが一つと。住民税減収というのは、どの位の額になるのか解ればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 税財政課長。

○税財政課長（松橋 勇君） まず住民税の減収が財政再建プランに入っているかどうかのご質問でございますが、入ってございません。実際に教職員の住民税減収分の与える影響についてお答えいたします。始めに特定の学校の廃校を想定した場合、個人情報保護の観点から問題がありますので、本町に勤務する教職員の平均値での報告とさせていただきます。本町における学校職員の数は、平成25年3月31日現在、小学校76人、中学校58人、高等学校16人、合計150人でございます。この内高等学校の教職員、小中学校の養護教諭、期限付き教諭、事務職員を除く教諭で、平成24年1月1日現在浜中町に住民登録のある59人についてのデータをご報告いたします。小学校は教員数36人、平均年齢は40.3歳、平成24年度の住民税の平均額は41万1,283円、この内町民税は24万6,770円です。この差額は、道民税になります。また、中学校は教員数23人、平均年齢は38.2歳、平成24年度の住民税の平均額は30万3,956円で、この内町民税は約18万2,300円となります。これらの平均値を統廃合によって純減します教職員の人数に乘じることによりまして、一人当たりのおおよその影響額を推し量ることがと思います。なお、小学校、中学校で若干住民税の額に違いがあるのは、平均年齢が異なる事と個人によって控除額がそれぞれまちまちであることによると考えられます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） そうしますと住民税も入れていくとこれは若干大きくなると。統廃合に伴う町財政の問題では、前日も答弁されたように決して財政的なプラスにはならないという答弁だったのですが、それはそれなりの裏づけがあったのではないかと思います。姉別南小中学校の生徒数の推移というのが出されております。これは24年から30年まで出されている数字なのですが、24年が小中併せて21人、25人、25人、24人、22人、23人、24人と30年までの推移は、概ね20人を超える数字

になっているということでもあります。この数字は事務職員、教頭、養護教諭の配置関係で言いますと生徒数16名以上であれば教頭や事務職員、養護教諭の配置は可能だと答弁されているわけであります。姉別の場合は、7年以上は持ちこたえられるのではないかなということが出てくるのではないかと思います。集落の歴史というのは、学校の歴史とほとんど同じようなものなのですが、そういう面では、学校の存在の意義というのは非常に大きいわけであります。集落の文化の火を消さないという点では、非常に大切な統廃合の問題というのは、その地域にとっては大きな問題であるわけであります。

もう一つは、基礎学力の問題。これは色々なことが言われていますが、小さな学校でも基礎学力は良いということが今までの経験から或いは状況から推測できるわけであります。そういう面でも非常に大きな力を発揮しているのではないか。大きな学校に行っても物怖じすることは無いし、社会性もしっかりと身に付けられているのが今までの状況だと思います。私は、実際に統廃合された学校の地域の人にも、若干の賛否両論の意見を聞いて参りました。その中で色んな点が出されたのは、父兄の方は部活について、非常に小さい学校だと集団訓練が出来ないということで、大きい学校に行くとそのことが出来るという期待を持ち、大きい学校だと競争原理が働いて学力も伸びるのではないかという期待を持たれるわけで有ります。ある学校の先生方に聞いてみました。全校生徒が39人で部活は3つあると。野球部と陸上部と卓球部。野球部は4名で陸上部は31名、卓球部は4名だと。野球部は霧多布中学校、散布中学校、茶内中学校の合同チームだと話されておりました。体外試合では中体連に関する大会は全てスクールバスを出してもらっており、その点では非常に助かっていると言われておりますし、小規模小学校における学力と社会性についてお聞きしましたら、自分の子供もへき地の学校に学んでいたという先生もおられました。「学力は子供の能力に応じて、きめ細かな指導があり、学習の基礎を仕組んでもらった。中学、高校、大学へ行ってからも基礎学力の定着は、役に立っている。」と今でも言っています。社会性については、小規模校では同級生が少ない中で、みんな仲良く協力してやっている。小規模校ならではの体験が一杯ある。例えば野外活動、キャンプだとか色々なことが人生の役に立っているということがありました。社会性は中学校に行き、或いは中学から高校に行き更に大学、社会人になっていく段階で徐々に備わってくるものだと。現に小規模校で育った子供たちも大人になるにつれて社会性も育っていると。小規模校で育ったことで人生を悔やんだことはないという意見も出されておりました。逆に統合してよかったのは、友達が増えたこ

とで、非常に喜んでおりました。自分の故郷に帰ってきたら、自分の学校が無くなって
いたと。非常にがっかりしたということもありました。地域の学校では、学習で道草を
くいながら、或いはキャンプで例えば春を探しに歩いたとか、色んな事を言う人もおり
ました。少人数であったけれど対外試合では皆が選手。くたくたになるまで頑張れたと
いうふうに言う人もおりました。小規模校は、自由でのんびりで、責任感も持てたとい
うことを述べた人もおりました。同窓の夏休みで帰ってきた学生からは、決して小規模
校で育ったから社会性が無いという事は全く言えないと。もう3年生になったら部活の
リーダーになれるんだと。そういう素質をしっかりと持っているということまで言うてお
りました。ある年寄りの男性は、学校が無くなって寂しかったと。お祭りも盆も無くな
って寂しくなったと。子供が居て地域がまとまっていたと。正に地域の子供という思い
で育ててきたと。学校の先生たちは色んな文章を作って、学校があるときは回してくれ
たと。合併するとそれが無くなって都会風の無縁社会になったと言っています。もう少
し頑張ればよかったという回想も述べておりました。私の都合の良いところだけ言った
気もしますが、決して小規模校が学力や社会性や或いは運動スポーツの中で大きく劣っ
ているとは私は受け止められなかったわけです。従って統廃合の問題というのは、地域
の盛衰に関わるという点では十分時間をかけて、しっかりと地域の意見を聞いてやっ
ていく必要があると思いますが。この前一般質問した時には、十数項目にわたったアンケ
ートをとったということは回答がありました。しかし、その地域のコミュニティだとか
そういう点では全く検証されていない。その後その点については、検証されたのかどう
かお答え願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（佐藤健二君） 6月以降のコミュニティに関する検証はされたか。お祭り、
盆踊り、敬老会、分館活動など地域的文化行事は統廃合した地域ではどのようになって
いるかということについて、お答えいたします。これまで閉校した学校は、地域コミュ
ニティの拠点として、地域のシンボルとして、教育文化の発信地として機能してきまし
た。昨年度本町では、3校が閉校し統合しました。その閉校が地域社会に対してどのよ
うに影響するかについて、閉校しました各地区数名の代表者に聞き取りという形で調査
いたしましたので、その結果について回答いたします。まずお祭りに関してですが、本
年度閉校した3校に限らず、これまで閉校した地区に関しても継続してお祭りを開催し
ております。姉別北地区に関しましては、収穫祭という形で今後実施する予定になって

おります。次に盆踊りにつきましては、西円朱別地区のみサマーフェスティバルという形で青年部が中心となり、実施しております。他の地区につきましては、閉校以前から実施しておりません。また、敬老会活動については、地区によっては老人クラブの活動として活動しているところもありますが、少なからずその影響はあります。これまで多くの敬老会活動では、子供たちとのふれあいを大切に、学校側もお年寄りとの体験活動を大切に、農業体験或いはものづくり、伝統行事など児童とお年寄りとの心のふれあいを通して道徳性の育成に取り組んでいました。従いまして、地域に在った学校が閉校することによって、学校との関わりが減り、寂しくなったという声もあります。その結果、これまでの敬老会活動の見直し或いは縮小を迫られた地域もありました。ただ、一方では、地域には子供は居るわけですから、地域子ども会を組織し、老人クラブとの活動を継続して取り組んでいる地域もあります。最後に分館活動につきましては、影響が及んでいるのが、姉別地区であります。姉別地区分館は、それぞれ統合先の学校と地区が異なりますので、分館活動が縮小されております。その他の3地区の分館活動についての深刻な影響はございません。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 色々な状況が出ていると思います。またこの他にもスクールバスの運行の内容だとか、そういう点でも安全性だとか色々な点で或いは運行コースの点でも道路の路面が悪い問題だとか、中々シートベルトをかけられないといった問題も出ているようであります。いずれにしてもそれは改善されていかなければならないと思います。色々な点で統廃合というのは、その地域に大きな影響力をもつことは確かでありますし、父兄の皆さん、子供にも一定の不安と期待があるということになるかと思えます。地域の方の合意が前提になった統廃合或いは統廃合をやめるといったことが必要ではないかを感じるわけであります。そこでお聞きしたいのですが、今までの経緯を見まして、2月に耐震診断の結果が出て、4月に姉別南小中学校のPTA役員会に教育委員会の考え方を伝えたと。その時に教育委員会としては財源的な問題、生徒数の問題等諸々の問題を勘案して統合止む無しだと判断してると学校側に伝えたと。その後学校側では2回の役員会が開かれて、色々な意見が出たわけです。学校ではPTAの回報を出しているのですが、そこに詳細にわたってその内容が記されています。この内容を見ますと最初役員会では、色々な意見が出たが、統合は仕方ないと書かれていました。統合止む無しの意見と、一方では統合は避けたいという意見も出されたようです。止む無し

の意見の方は、子供たちの安全を第一に考えると議論の余地は無いのではないかということが言われています。今後の子供たちの数や体育館が無いという学校としての機能の低下を考えると止むを得ないと。もう一つは数年後には小学校に男の子が1人だけになってしまうと。学年に1人ずつ計2名の複式学級になることを考えるとどうなるかと。避けたいという意見の中に、改築、補強して存続させたいと。地域全体で盛り立てていきたい。学校が無くなったら魂がなくなるようなものだとも言われています。スクールバスの長時間の通学は、安全面や子供の健康に不安がある。こうした意見が様々出て、生徒会の児童の意見も出されております。これは前回の質問の時に述べている内容です。大好きな姉南の学校を残したいと言っています。様々な意見を総合して、保護者の総意として、統合止む無しというのが数として多かったと。そして三回目の保護者会を6月に開くということを決めているわけであります。6月の保護者会では、小規模校は子供一人一人と教師集団と人間的触れ合いが多いと。一人一人にきめ細やかな指導や学習の個別化が図られやすいんだと。地域全体がPTA会員であり、学校に協力的で大きな期待と信頼を寄せている。さらに豊かな自然や優れた伝統を積極的に活用した学習活動ができる。へき地校は、小規模少人数であることを逆手にとって、利点とする教育活動を進めていままできたんだと言っています。このように論議を重ねて、7月にはPTA同窓会の会長さん或いはPTAの顧問の人に集まって頂いて、保護者の意向を伝えて、色んな意見を聞きたいと。それを元に更に全体の地域の意見を聞いて、方向性を決めていきたいと述べています。7月20日に今後の姉別南小中学校のあり方を考える会が開かれて、ここには、PTAの元の会長さんや同窓会長は出席できなかったようですが、この人達の意見を聞いて色々論議をされている。地域をあげて体育館改築も不可能ではないのではないかと。中学生も3名であり、小学生が年々減少することから学校の統廃合は止むを得ないけれども、小学校だけは残してもらいたい。これから入学する子がいる家庭やこれから家庭を築く若い人達の意見もよく聞いてほしいということや、最終的には保護者の意向を尊重したいけれども、小さい子にとってバス通学は、体力的にも時間的にも大変だと。通学路線等は慎重に検討すべきではないかという意見が出されております。その後若い人達の意見も聞いて、地域全体の意見を聞いて、地域の皆さんが納得できるよう話し合いを続けていきたい。統廃合への論議をしていきたいと書かれています。ずっと経緯をみますと、私なりの感想ですが、セレモニーとして地域の意見をきくことかと。ガス抜きだなという印象が強いわけです。これは穿った見方と言え

そうなのでしょうが、今までの経緯からすれば、私は十分な大人としての判断をしながら統廃合の問題が真剣に論議されてきたかなど。特にこの試算の金額の問題、これも含めてもう少し実のある、しかも納得のいく情報の提供が必要ではなかったかと考えざるを得ないというのは、私の間違いでしょうか。意見を伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） 4月26日に教育委員会の方から各PTAの役員さんに、姉別南小中学校の今後の件についてお話をさせていただいて、それから5月6日にPTAの役員と保護者会、7月20日にPTAの顧問さん、同窓会長さんは当日いらっしゃらなかったということで、その中で異口同音に姉別南小中学校の中学校の統合については、是か非かと言えば是であると。小学校については、一年でも長く残したいというご意見でありました。ただ、PTAの役員さんの思いとしては、既に姉別南小中学校の将来については、統合に向かって5月の段階でまとまっています。これから学校に上がってくる若い家庭、或いはこれから地域で結婚されて家庭を持たれる若い人方の意見も大事だと。そういった方々の意見を聞こうということで、それが今月の24日の週に会合がもたれることになっています。それを受けてから、10月の初旬に全体地域でのご意見を伺います。4月26日からスタートして大体半年間、色んなプロセスを経ながら地域としての意見を伺うと。これまで既に琵琶瀬、姉別、西円朱別の統合に向かって行ったプロセスも思い起こせば、そういった段階を踏んで色んな話し合いが持たれてきました。姉別南小中学校においても実際にPTAの役員さん方は、自分たちの考えでは統合に勢い進むというのは、どうだろうと。地域に対する気遣いというのは、相当もっていらっしゃいます。これは当然だと思います。色んな意見を伺って、そういうプロセスを踏んで最終的に全体の地域の意見を聞くと。それがセレモニーという言い方をされますけれども、確かに姉別の体育館を改築するには2億5,000万円の事業費がかかります。それが確かに先行したかに思います。実質町の負担が6,000万円だったり、補助単価がアップすれば、それが5,000万円或いは4,000万円位にもなるだろうと。仮にそういうお話をしたとしても、今後入学してくる児童が1人というのが3年位続きます。姉別南小中学校においては最終的に小学校では12～13名になってしまいます。中学校は持ち上がっていきますので、複式を組まないまでも決して多い人数ではないです。今こういった状況からして、姉別南小中学校の保護者の方々は、果たしてこのまま小規模校で進んでいっていいのだろうかという思いを持っている保護者が多か

ったかなと捉えています。いずれ全体の地域での意見を聞く場がこれから有りますので、その中で意見なりご質問なりを伺っていきたい。4月26日に行って以来、状況に応じていつでも伺いますというお話はPTAの方には、伝えております。今後そういった機会があれば、教育委員会としては、おしまずいつでも行く体制でおりますので、しっかりと議論をさせていただきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 姉別は農村地帯が主体の所であります。共済の診療所もあるし、郵便局、農協の支所もあります。学校が無くなるということは、その地域の形成が非常に困難になるということは予想できる状況にあります。統廃合が地域振興に大きく貢献するということであればそれなりの考え方は妥当かと思いますが、私はそうではないのではないのかなと危惧いたします。地域の振興とか盛んに言われますし、そこに育って、その学校を出ている子供たちは、そこで農業なり何なりを続けていくのが、大半だと思います。そこにいる子供たちに対する親の目も、或いはその地域の年寄りの目もしっかりと届いていると思います。18年2月の議会答弁で、財政再建プランの位置づけと執行姿勢でお伺いしたときに、不退転の決意で取り組んでいきたいと。町民の理解と協力を得なければならない部分があるので、プランの具体的事項を住民と議論を重ね、議会の意見も聞きながら納得と合意のもとで実行に移していくと答弁されています。これは、予断をもって討論をしていくということではなくて、予断を持たないで正確な情報を持ち合って、そこで将来の判断を誤らないようにしっかりと論議をして、全体の方向を決めていくという事が言われていると思います。再建プランというのは、あくまで計画でしょうから、これは繰り返しローリングしながらより良いものにしていくというのがプランの内容だと思いますし、そうでないと計画立てたのだからそのとおりに、一瀉千里ひくことではないと思います。リーダーシップをとってどんどん進めなさいということでもないと思うわけです。それは今冒頭に申し上げましたように、その地域の盛衰にかかっているということでもありますし、その学校の存在というのは、そういう面では非常に大きな核になると思うわけです。今までの学校の歴史、地域の歴史を見ましても学校の先生方の協力というのは、多大なものがあるわけです。その地域の記念誌を作るにしても、色んな事で色んな力を発揮されて協力してもらっているということがあります。そういう面では、私は学校というものをできるだけ存続させる。子供の一人一人の学習権をしっかりと保障していくというのが、大人として果たさなければならない内容で

はないかと認識しているのですが、最後にその点をお聞きしておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） 18年2月の財政再建プランにおいて、将来的に小学校学区は4つくらいということです。その後、その適正計画というか配置の関係で教育委員会としての考え方も示しております。この学校が無くなる。地域の活性化と言いますか、地域の衰退といった部分でもお話がありました。確かに学校を統合する事は、財政再建プランにおいても決してメリットではないということは6月定例会においてもお話をさせていただきました。学校1校無くなることによって、約1,000万円国からの交付金が無くなると。ただ学校を統廃合して翌年その分が減ると言う事ではなくて、5年間段階的に減らして、6年次目に無くなります。そういう計算がされます。ですから今既に23年度末で3校無くなったのは、平成29年の段階で完全に無くなるという交付税上の計算がされます。財政再建プランの中で決してメリット無いが、子供たちの人数が減っていく中で教育はどうあるべきなのかということも議論されました。その中でお金でない、国から来る交付金の多寡でなくて、子供たちの教育をどうすべきかということが、まず前提にありまして、その後で地域がどうのこうということについては、残念ながらその波及までは考慮しなかったと記憶しております。小規模校の子供たちは確かに学力の面では、非常に高いということは前にもお話させていただいておりますが、ワンツーマンでしっかり授業を受けますので、規模の大きい学校よりも高いと評価もしております。いずれ社会に出て、しっかりと生きていくためには早いうちから社会性と言いますか、社会性は十分にあるという話もしていましたが、とにかく自分に目を向けていただきたいという子供が現にいらっしゃいます。ですからより多い教室の中で、自分が居るということのある程度歳がいったから経験するのではなくて、もっと早いうちに同級生と一緒に移ってそういうものを育ててほしいなと思います。それが早ければ早いほどそういった環境に順応して、社会性が早く身につくと。そんな面も含めて今回姉別の保護者会においては、学校の建設事業費ということも一つにはありますが、自分の子供たちを早く少しでも多い学校、学級の中で進んでほしいという気持ちの方がむしろ今は強く、5月の段階で統合に向けて意思統一がされたという受け止め方を教育委員会としてはしております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 色々と述べられたのですが、私は教育というのは、一人一人の

子供たちの教育権をしっかりと尊重して育てていくと。その育て方というのは、色々議論があるところでしょうが、段階を踏んで、年齢的な面も含めて育てていくものだと思います。私は競争原理の中で必ずしも人間の尊厳というものは、尊重されていかないと、思いますし、大きな学校で今起こっている問題は、いじめの問題、自殺の問題もあるわけです。そう言う点では大規模校と言ったて、この地域では大きいものはありませんが、小さい学校であればあるほど非常に大きな力を持っているのではないかと。人を思いやる気持ちという他にない力を持っていると感じているわけであります。議論をすれば色々あると思いますが、そうゆうふうを考えています。その点で何かあれば最後にお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） 先ほど学習権のお話がありました。元を質せば教育権という部分もつながるかと思えます。子供たちは学習を受ける権利があるということも大きな権利だと思いますし、私たち大人がその子供たちをしっかりと教育をするもの教育権という捉え方もあろうかと思えます。子供たちは無垢な感性でもって学校はいつまでもあってほしいという気持ちはもっていると思えます。でも子供たちをしっかりとどうゆう方向に向けて教育をするかというのも、これも大人の大事なつとめかなと思っております。そういった面で学習権、所謂教育権の中で、教育をする権利そのことも強調させていただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 質問通告に従いまして、質問させていただきます。

一つ目は暮帰別地区の公営住宅の改修について、質問したいと思えます。私暮帰別に住んでいるのですが、最近公営住宅に住んでいる方がお年寄りの夫婦の方とお母さん1人で子供を2～3人育てているという母子家庭が、大変苦勞しながら毎日頑張っている。そういう皆さんの姿を見て、修理しなくてもよい住み心地の良い所に住ませてやりたいと思ったのが、今回の質問の内容でありました。暮帰別地区の公営住宅と言いましても二つありまして、暮帰別B団地というのと暮帰別潮見団地の二つの地域があります。暮帰別B団地について先に質問させていただいて、次に潮見団地の方に移って、最後二つ共通する問題について質問をしたいと思えますので、よろしく願いいたします。暮帰別B団地というのは、道々123号線から浜中車両とヤマボシ商店の間を歩いていった突き当たりから始まる場所で有ります。それは昭和47年建設から昭和51年まで建

設された1棟4戸建て7棟、全部で28戸があります。築40年から30年経過しています。内3棟12戸が3DK、4棟16戸が2DKで少人数家族が住んでおります。質問の一つですが、相当古くなっています。古い住宅で玄関ドアの枠が腐って戸がきちんと閉まらない。枠が腐食している部分が多いのです。最近町として、入居者に対して住んでいることで何か不備なところがありませんかというアンケート調査を実施したようであります。私が色々聞き取り調査に回って歩いたら町で来てたよというのが聞かれました。町としても色々考えているのを感じました。まず一点目、B団地については、住宅の改修面について住んでいる方の要望としてどのようなことが上げられておりましたか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 暮帰別B団地に係る修理の要望状況であります。議員おっしゃっていたように暮帰別B団地においては昭和47年から7棟28戸が建設されておりまして、全て築30年以上経過している団地であります。特にB団地からの修理要望ということではございませんが、過去3年間の公営住宅に入居されている方々から要望あった多い順番に申し上げますと、排水及び水周り関係で27件、床、畳関係で18件、玄関のドアノブ、チャイムが鳴らないという要望が8件、風呂釜の関係で8件、ストーブ関係で8件、その他11件ということで、これは公営住宅全入居者からの担当係に対する修理要望の依頼件数であります。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

番（○10加藤弘二君） 今、排水水周り色々出ましたが、B団地にかかわって言いますとどこの家でもそうなのですが、湿気があってカビが生えて、畳がぶよぶよになっているので、入れ替えてほしいと。全ての部屋がそうではなくて、北側の部屋がそうであるとか、除湿機を2台入れても毎日一杯になるような状況になっていると。そしてまた、冬は結露があって、壁を伝わって雫がたれて壁や床板を腐らせているというのがあります。床も落ちていると。こうゆう状態について広範にあるわけなので、この部分についてどのように手をつけていこうかと考えておられますか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 今ご質問あったように確かに30年以上経過している団地でございますので、湿気による床、畳の傷み或いは俗に言う北側が日陰になりますと結露と言いますか、この二つの問題は、B団地ばかりでなく、他の団地でもよく見られる

傾向にあります。B団地の建設地は、湿地とまではいきませんが、原野的なところに建った経過もあるでしょうし、また築30年の経過が色々な意味で俗に言う老朽化になりつつあり、そういった状況を生み出しているのかなと思っているところでもあります。個々に床が抜けたとか畳が湿気で入居者の責任以外に傷んだという事案に対しては、その都度対応してきているところでもあります。ただ議員おっしゃったように、全体としての位置づけについては、当然築30年以上経過しておりますので、今後の計画の中で何らかの対策をしていかなければならないと思いますけれども、現時点では床や湿気に対する具体的な案については、持っていない状況であります。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今回回って歩いて、期間が夏でしたので、すごく暑くて皆さん窓を開けて空気の入替えをやっています。そういうところは日中家に住んでいるお年寄りや障害をもって外を歩けないというような方がそうなのですが、冬はどうかと聞いてみたら、冬はストーブのそばから離れられないと。日当たりが良いから、昼間はちょっと温かさが茶の間に広がっているような状況にあるということです。私はそういう住まいとして一番大事な床の部分が湿気で大変な状態というのは、40年も経っているのですから。住民によっては、畳はすぐ湿気を吸い込むので、フローリングにしてほしいというところもあります。二つの釧路沖地震や釧路東方沖地震などで相当隙間が開いてしまったので、その隙間を何とか防いでいるのだけれども、大掛かりな床の張替えとかそういうものをしてほしいという希望が出ておりますが、この件についてはどのように考えますか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 只今のご質問ですけれども、大掛かりな床の張替え、或いは湿気対策等、この件につきましては個々で要望している方がいらっしゃると思います。私もこの4月に来てから改めてそういった要望をお聞きしたことはないのですが、それは別としても築30年経過して、議員おっしゃるとおり、非常に傷んでもおりますし、湿気、冬になると隙間風が入ってくるというのは耳にしていることでもあります。B団地は、先ほど申し上げたように、決して地盤が良いとは言い切れない場所での建設でした。その後周りが低くなった。歩く道路が低くなった。そのことによって、砂利を入れたり、土を入れたりして、逆に周りが高くなって本来の住宅の換気口が埋もれてしまって、床下の換気が出来ない状況になったように聞いています。一つはその改善とい

うことで、22年に外溝を含めた改修工事を行っています。ただそれで全てが解決するわけでもありませんし、現にされていないと理解しています。約40年経過したこの団地につきましては、後に議員から通告を受けていますが、今後の建設計画の中で一定の検討がされて、次期の計画に盛り込まれていく団地なのかなと理解しているところでもあります。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今答弁の中でこれから質問しようかなという所まで答えが出てきたのですけれども、中々自分があそこに住めるかなと思ったら、相当度胸がいます。今回8月末でしたか入居者募集をかけたと思います。確かあそこもその候補に上がっていたと思うのですが、現在28戸中何戸空き家になっていて、今回入居者希望をとったのは何戸で、希望あったのは全て埋まりましたか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） B団地については、今回募集をしておりません。2戸空いております。これについては、たまたま入居されていた方が先般出られまして、今おっしゃっていたように床がひどかったり、畳がひどかったりということで、今後修理をしてから募集をかける予定になっています。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今回2戸募集かけたけれども、応募がなかったと私は理解してましたが違いますか。もう一度調べてみてください。私はそろそろあそこに変わるものとしてしっかりした公住を建てることを考えるべきでないかなと、今回回ってそのように思いました。今課長がそのことに触れましたが、もう少し具体的に話してくれませんか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） さきほどの入居の件ですが、調べて後ほどご回答させていただきます。暮帰別B団地を総合的に見直すべきでないかというご質問だったかと思いますが、本町の公営住宅の建設計画は、平成14年に作成した公営住宅ストック計画に基づいて、霧多布地区。途中平成16年～17年頃、財政事情から建設を中止し、22年から茶内地区、今年1棟で終了しますが、その後ストック計画では霧多布地区の建設をする予定でありました。この間国の見直しの中で、平成25年度から建設計画については、それぞれの公住の自治体における長寿命化計画を策定しなければ、計画の相談に乗れな

いことになりまして、今回町の長寿命化計画を業者に委託しているところであります。今後は、長寿命化計画を策定されましてから、本町の公営住宅についてどうあるべきか、必要戸数、古くなった公住のリフォームといたしますか、大規模改修含めての検討が来年あたりまでかかるのかなと思います。今現在54棟260戸あるのですが、このうち28戸が政策空き家として空けてあります。政策空き家とは聞こえが良いのですが、これには昭和39年建設の公住もありまして、状況的に住めない住宅であります。今後そういった部分も含めて、本当に浜中町で必要な公営住宅の戸数や、家族が少なくなってきた、お年寄りが1人で住んでいるところもありますので、そういった住宅のリフォームを考えています。当時の公住は、小さい部屋が2～3というのが基本でしたので、ワンフロアにするとか3つを2つにするとかといったリフォームを検討しながら、今後いろんな意味での改善に向けた計画を来年度に向けて立てていかなければならないのかなと思います。長寿命化計画が2月25日までを予定しておりますので、これがまとまり次第、具体的な次年度以降の建設計画を担当部局の方で練っていく予定となっております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今回B団地を回って感じた事なんですけれども、古くはなっていますけれども、特に3DKの方に住んでいる方々で、自分で直して住んでいる方が何人かおりました。大工ということでフローリングにしたという人もいましたし、部屋の中をきれいにして使っているところもあります。自分たちが住まわしてもらっている公住を大事に使っているという姿もあります。今課長が答弁された新しい住宅をどうするということでは、是非今のB団地に住んでおられる方が、もっとしっかりした所に住めるようにしてもらいたい。ただ、改築をどこに建てるかということでもう一步進めて、大津波が予想されているときに、道路から下に住宅を建てる事がどうなのかなと思います。逃げる場所の近くに建ててほしいという要望もありますので、その辺十分聞いて検討していただきたいと思います。

次に住環境要望、どのようなものがありましたか。所謂近所迷惑です。例えばどのようなことかと申しますと、若者が住んでいて、友達が来て酒を飲んで夜中中うるさかったという苦情や、カラスに餌をやるためにカラスが寄ってきて、車の上やなんかに糞をしたり、中には狐に餌付けをしている者がおり、エキノコックスが心配であるということや、家の周りの雑草が伸び放題になっていたり、除雪も自分の車が動ける個所のみや

っているなど、こういうような苦情というのは、担当者の方に入ってきておりますか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 今のご質問でありますけれども、実際にこのようなことで役場の方に何とかして欲しいという苦情は、後段の除雪の関係とゴミ出しの2件だけです。議員さん色んな方からお聞きして、そういう実態があるんだということは理解できます。多分役場の方には、遠慮して言ってこない気もしますが、直接電話等で受けたものについては、現地に出向いて個人指導をしているところであります。7棟の28戸の団地ですので、本来であれば皆さんで声をかけあって、周りの草刈をしていただくとか、除雪についてもきちんとした取り決めをされて、共同協力してやっていただけるのが理想なのですが、中には率先してやってくれている人もいますし、自分の所だけという人も居られますので、今後そういった機会があれば、こちらの方からも協力しあってやるような指導をしていきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今の所謂近所迷惑は、課長言われたとおり隣近所注意しあって、助け合うというのは中々出来ない事なのですが、団地グループで話し合う機会を持つとか必要です。後でも聞きますが、「大津波が来たらどうしますか。」ということも聞いて回りました。そういった時に手っ取り早いのは、隣近所で車を持っている人に乗せてもらうということがありますので、そういう話し合いも団地で行って、色々なケースを考えながら逃げることで、力を合わせるということで仕掛ける必要もあると思えます。

次に潮見団地の方に質問を移します。潮見団地というのは、暮帰別の会館の北西の方にある団地で、全部で36戸ほどだと思えます。日当たりも良いし広いし、3LDKですから満足して住んでいるのかなと思ったところが大変な状況で、住んでいる人から矢継ぎ早に、異口同音に出た事が、湿気がひどい、直して欲しいということでした。湿気とともにカビが生えて、北側の部屋には入れませんということでした。風呂場の壁もカビが生えて中々大変だというのがあります。ここは先ほども言いましたように、布団が敷けないほど大変ですということでした。私はこの地域は、当面建て替えとか必要ないと思えますが、北側の部屋だけでも畳又はフローリングといった、そこに住んでいる人の意見を聞きながら面倒をみてもらいたいと思えます。若い人達が住みたいのは、一軒家の広々とした日当たりの良い家です。しかし、人生の中で色んなことがあって、公

住に住まざるを得なくなった人もいますが、朝早くから夜暗くなるまで、ご飯を食べさせながらやってきた姿に私は町としても多いに応援してもらいたい。それは改修工事です。床の改修工事、棚の改修工事、それから床下の換気扇です。床下の換気も良くして、冬は閉めるとか、夏は換気を良くするとか、何戸か抽出して実際中に入って見てどういう状態なのか、これを機会に是非やってもらいたいと思います。地方交付税も年度当初より2億数千万円多く入ってくるということでは、全部使えとは言いませんが、若干の費用でそういう方々を励ますことができると思いますので、集中的にやってもらいたい。二十数年経つと水道管の鉄管が腐食しまして、管の中が細くなって水が細く流れているということです。これもたいしたお金がかからないで終わると思うのですが、毎朝ひねると金臭い臭いがして、大変だということも有りますので、その辺もやっていただきたいと第一に要望したいのですが、どうですか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 最初にB団地の空き家の件ですけれども、大変失礼いたしました。今回のB団地については、3戸の申込みを凶ったところ、1戸については申込み無しです。もう1戸については、第二希望で1名の方の申込みがございました。もう1戸については、申込者が2名以上ということで、昨日選考委員会を開催して決定させていただいたところでございます。今のご質問の件ですが、さきに申し上げていた湿気がすごい個所については、差し支えなければ、後ほどどなたか教えてくだされば、現地確認して対応したいと思います。全体的な湿気対策の修理の関係ですが、今般9月の補正予算では間に合いませんので、12月議会に向けてもしできるものがあれば、現地調査をした中で直していけるような形をとりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） B団地の応募、入居者はゼロだと思ったのですが、希望があって良かったなと思います。ただ、古い住宅でもそこに住まなければならないという状況が伺えると思いますので、修理の方や建設計画をやっていただきたいと思います。その他に直していただきたいことなどを聞いて来ましたので、後ほど担当者の方に伝えていきたいです。この件の最後なのですが、何か要望ないかと聞いたところ、多かったのが、予想される大津波が来るとなったときにどこに逃げたらいいのかというのがあります。障害者の場合どうなのか。車も無い。老人夫婦の場合はどうなんだということがあったのですが、3.11の大津波の警報があったときに、暮帰別B団地に住んで

いる方のところに福祉保健課の方から車が寄せられてきまして、その方を乗せていったと、避難させてくれたというのを聞きましたが、その辺は福祉保健課が暮帰別までやってきて、あの大変なときに連れて行くという経過は、どんなふうになっていた人なのでしょう。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（杉沢正喜君） 3月11日の震災時の福祉保健課の対応についてですが、介護保険所でヘルパーや訪問看護などで抱えて担当して把握できる範囲内で、当時特別養護老人ホームと災害時の避難協定を結んでいましたので、協定の細部まで決めないまま3月11日を迎えました。特別養護老人ホームの方に急遽お願いして、件数は覚えていませんが、大津波警報ということで時間に猶予のある限り、特別養護老人ホームの方に介護が必要な人を福祉保健課と社会福祉協議会で持っている車両で、できる限りの対応をさせていただいたということでございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今の答弁で言いますと、自助、共助、公助で言いますと、公の機関が3.11以後でなくて、その当日にそういうことをやっていたということで、これは目の行き届きというか、良い事だなと私は思いました。それを聞いてよかったねと、次の所に行ったら私は車も何もなくて、誰も迎えに来てもらわなかったとことでした。その点からすればまだまだ地域としてどうやって助け合って逃げるのかという話し合いが必要です。公営住宅に住んでおられる方の自助、共助、公助の観点から、今防災対策室の方での考えとか案とか述べられるものがあれば、述べてもらいたい。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 只今言われました防災対策で言われます自助、共助、公助につきましては、以前から言われていることとございまして、特に平成7年の阪神大震災の際には、倒壊した家屋の中から、隣近所の方が約四分の三の方を救出したという事例のあたりから必要だという事で進んできたわけでございます。そういった意味で昨年3月11日の大震災の際にも、それに向けて福祉保健課が動けるところは動いて、既に浜中町の一部の町内会におきましても共助という意味で、隣近所の老人等避難するのに難しい方を担当を決めて避難させていたという事例もあります。ただ、今のような要援護者をスムーズに避難させればそれに越したことはないのですが、昨年3月11日の被災者の状況を見たときに、その共助に大きな役割を果たしております地元の消

防団員さんですか、民生委員さん、町内会の役員さんが共助、公助の崇高な考えのもとに隣近所を救いに歩いて、その方々が逆に沢山被災したという現実もありまして、今そういった方々の避難支援をどうするかという現時点での答えが出ていないというのが現実であります。だからと言って見捨てるとか、そのままにして置くということではなくて、色んな支援策と言いますか福祉保健課の方でも7月くらいまでに町内の要支援者の取りまとめをしたり、これから避難支援プランという個々の計画を立てている最中でございます。被災者を出さないという努力をしていますが、きちんとした答えが無いというのが現実で、自助、共助、公助の他に近助という考え方を取っている方もおります。昔から言われています遠い親戚よりも近くの他人という言葉もありますように、日頃から何気ない助け合い、見守り合いと言いますか、そういったことが共助に繋がっていくものだと考えています。町でどういう役割をしていったら良いのか、どういうものを地域の方に検討させてもらったら良いのか、そういった意味で避難訓練も予定しております。新しい考え方として、今まで消防団員さんが要支援者を救出して歩いたとか、避難誘導していたというのが、これからは率先して避難する。消防団員さんが逃げることによって周りの人も逃げるといった新たな考え方、率先避難者という考え方も出てきております。今色んな形で取り組んでいるところでございます。きちんとした答えは出ておらず、試行錯誤しているというのが現状であります。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時01分）

（再開 午後 3時30分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 公営住宅の問題で時間も押していますので、最後に町長に答弁をお願いしたいと思います。さきほど古い住宅の問題では、何とか新しい公営住宅を暮帰別地域にと課長からの答弁をいただきましたが、町長自身においてもどうなのかということで、答弁をお願いします。それからもう一つは公営住宅の団地コミュニケーションです。これは、震災の問題と隣近所の生活環境を良くする除雪の問題やら家の周りの雑草駆除とかいったものです。地域のコミュニケーションがきちんをとれていれば、震

災の大津波の時に、若者が役に立つというようなことで、自治体と暮帰別や新川の自治会の力で何とかコミュニケーションが発展できるようなものにしてもらいたい。無縁社会と言われる今の時代にそういうことを無くして、声かけができるような環境をつくるという点で、浜中町の策としてそう言う点も入れてもらいたいと思いますが、如何でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本 博君） 公営住宅の改修について、暮帰別、潮見団地という形でご質問をいただきました。最後に質問として町長の考えを含めたものとしては、暮帰別潮見団地だけでなく、町内全体の公営住宅も含めて協議検討しなければならないと思っています。そういった意味で今年度茶内地区で行っていますし、これからの計画を含めて担当課と協議していかなければならないと思っています。特に今回質問に出てきたのは、建替えるということだけではなくて、補修も前面に出てきました。これから担当含めて調査もしっかりさせていきたいと思っています。それにもう一つコミュニケーションのあり方、共助の部分になってくると思いますが、そういった意味から言うと大きな団地、公営住宅になってくると自治会、団地の力というのは試されることかなと思っています。自治会の力を借りて、公助とともに共助の方向でできないものか防災、福祉含めて両方からしっかり積み上げていきたいと思っているところであります。いずれも各課にまたがるものでありますから、しっかり協議しながら進めていきたいと思っているところです。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） どうぞ今の答弁で、無縁社会から脱却と申しますか、みんなが助け合うというのが我町の宝になるような方向に進めていけたらと思います。

次の2点目の質問に移らさせていただきます。自衛艦・掃海艇「ながしま」490トンが5日午後に入港して、同日夕刻出港しました。この自衛艦の入港に関して、どのような形で要請があったのか。どこから要請があつて、日程的にはどうだったのかまずその辺からお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） お答えいたします。入港の経過でございますが、7月18日に自衛隊帯広地方協力本部釧路出張所所長より電話がありました。内容ですが、海上自衛隊の掃海艇「ながしま」排水量490トン、延長58メートル喫水2.9メートル

が、9月5日から7日までの間霧多布港へ入港。係留する計画をしているが、可能かどうかということでございました。霧多布港は国直轄港湾として整備が進められ、町が港湾管理者となっております。よって所管している北海道開発局釧路開発建設部根室港湾事務所へ、物理的に入港可能か。また、サンマ漁等の時期でもあり、浜中漁組や利用者の協力も必要なことから、関係者と確認をとり、入港可能であることからその旨連絡をしたところであります。なお、入港の目的でございますが、北海道周回行動計画の中で、霧多布港の港湾及び潮流調査を実施するとのことであります。その後釧路出張所長はじめ担当者が霧多布港の現地調査を行った際、浜中漁組を交え霧多布港の利用状況について説明をし、特に入港予定時期であります9月5日から7日にかけては、昆布漁、サケ定置網漁、サンマ漁などの最盛期であることから、霧多布港湾の経済活動に支障の出ないように要望いたしました。その結果、去る9月5日、12時06分入港、17時00分出港となった次第であります。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） どのような経過で来る事になったかということは、今の説明で解りました。特に重要と思われたのが、サンマ漁やサケ定置漁など航行する漁船が多い中で、サンマ漁の船がこの港に入ってくる際には、航路が狭い為に相当注意しながら入ってくるということを聞いていたものですから、果たしてあのような50メートル以上もある大きな船が入ってこれるのかと。入港に関して浜中町と掃海艇との表敬訪問等行われたのかどうかその辺お願いします。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） 表敬訪問ということですのでけれども、行政報告の中で、9月5日「ながしま」の艇長の来庁を受けたという報告をしております。12時6分入港後13時過ぎ町長の方に表敬訪問しております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） そこで町長にお聞きしたいのですが、先ほども言いましたようにそのような大きな船が我町の港に入ってくるというのは、かなり神業的な操作が求められるような感じで見守ったのですが、艇長は町長に対して、霧多布港についてどのような感想を述べられておりましたか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町（長松本 博君） 特別そのことに関しての議論はありませんでしたけれども、海

上自衛隊にとって掃海艇というのは40名の乗り組みで一番小さい船だと紹介されました。今回霧多布港に入ってきたのは初めてのことで、調査も含めて入港してきたと聞いております。そんな中で3.11の関係もありますが、どうしても災害に伴い助けを求め、支援してもらいたいことも含めるとすれば、海上自衛隊から入ってくるということも当然浜中町としては、必要なことでもあるのかなとその話題に集中したところでもあります。中身については、その程度の会話と艦長からしっかり活動しているという報告を受けたところでもあります。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 私は霧多布港は漁船がやってくる漁港と。しかも頻繁に年中行き来のある漁港であると思っています。今回嵐も重なったのかサンマの船が全船入っていたのですが、いつもは荷捌き場の前に停泊しており、東防波堤にも泊まる船が違う方について2隻抱き合わせで停泊しており、大変協力的な整然とした中で向かいられたと私は思っています。私としては自衛艦が頻繁に入ってきて来たり、長くそこに滞在することができるといった状況にならないように思っていたのですが、今回入港したことで1回きりじゃないのかなと感じました。というのは、見学にたまたま行ったら、3時30分頃見学できました。函館が母港だという親しみもありまして、自衛官2～3人と話をしました。最後に話をしたのが、操舵をした人とですが。「喫水はどうでしたか。」と聞いたら、2.7メートルと聞いていたのですが、「4.7メートル。」と答えました。「海底が5メートルなので、危うい感じでここまで来ました。怖かった。」と言っていました。途中で真っ直ぐ入ってこないで、舳先を北の方に向けていたのですが、その舵を握っていた人は、ここの漁港周辺というのは網が沢山入っていて、とっても危険な水域です、と聞いていました。「どのへんですか。」と聞いたら、ウニの完全養殖の場所を指して言っていました。そのようなことから、感じとしては今回は潮の流れや或いは港の深さなどという話でしたが、今後はこれは有り得ないと自分では思いました。先ほども言われましたように、あのような船が頻繁に入ってくると、経済活動をする船にとっても色々神経を使わなければならないこともありますし、そういう点からして丁重にお断わりするべきでないかなと思いますが、如何でしょう。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） 今回の運行の時間帯であります。特に今回は通常サンマ漁の最盛期でございます。サンマ漁については、夜間から早朝にかけての入港。更には直

ぐ荷揚げをする。その後出港の準備をし、昼頃に出港する状況になっています。また、サケ定置網漁については、早朝の出向後、午前中の荷揚げとなっており、大体午前中に一定の作業が終わります。今回入港した「ながしま」につきましては、12時06分の入港で出港が17時00分ということで、比較的経済活動に支障のない時間帯となりました。今後においての入港の情報は得ておりませんが、経済活動に支障があるようであれば困りますので、その辺を考慮したいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本 博君） 今水産課長からお話がありましたが、当初霧多布港には3日程度という予定でありました。そんな中で漁業協同組合等との協議も含めて、今言った経済活動に支障のない停泊になったのかなと思っています。3日が1日になり、夜漁船が入ってきた時には、一回出てもらうとお話をしたところ、そういうことはできないということで、経済活動を最優先にした結果が、今回の時間帯を含めた入港になったと思っています。自衛隊としても経済活動を最優先した形での今回の入港に関し、そういう言い方をしていましたので、今後もそういう形になるのかなと思っています。ただ、今後とは言う話は一切出てませんから、これから何回か来ると言う事は一切聞いていませんが、その都度経済団体、関係者含めて進めていきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 5番成田議員。

○5番（成田良雄君） それでは通告に従い、質問させていただきます。

学校の安全対策について質問いたします。まず一つ目として、通学路の安全対策についてお伺いします。登下校中の子ども達を襲う痛ましい交通事故が相次いでおります。4月23日、京都府亀岡市において集団下校中の小学生の列に無免許の少年が運転する軽乗用車が突っ込み、児童及び保護者の2名が死亡、8名が重体・重軽傷を負うという痛ましい事故が発生しております。さらに4月27日には千葉県館山市、愛知県岡崎市で通学途中の交通事故が立て続けに発生しております。何の落ち度もない幼い命が犠牲となる悲劇に心を痛める住民も多く、不安の声が多く挙がっております。このような相次ぐ事故を受け、学校安全の推進に関する計画が閣議決定されました。その中で、具体的な方策が示され、学校や学校の設置者においては、必要に応じて適切な措置を講じるように努めることとされていますが、本町では、通学路の安全確保について、学校・道路管理者・警察と連携した点検や必要な対策を早急に図るべきと考えますが、町長、教育長のご見解をお伺いします。このように通告いたしましたので、順を追って質問させて

いただきますので、簡潔にかつ分かり易く答弁をお願いしたいと思います。

最初ですが、具体的な方策が示され、学校や学校の設置者においては必要に応じて適切な措置を講じるよう努めることと、これは5月30日に文部科学省より通達で、また道より町に通学路の総点検をするようにと通達があったと思います。町において緊急合同総点検が実施されたと思いますが、その総点検をいつどのように実施したかお伺いします。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（佐藤健二君） 只今質問にありました通学路の安全確保につきまして、総合的な点検をいつしたかについての質問にお答えいたします。まず新学期の開始早々、京都府、千葉県、愛知県で登校中の児童の列に車が突っ込み、死傷者が出る痛ましい事件が発生しました。通学路の安全も含め、学校の安全を確保することは安心して児童生徒が学習する上で当然の事であり、登校中の今回のような事故はあってはならないものと考えております。学校の通学路の安全点検につきましては、定期的に町内全ての小中学校で取り組んでおります。今質問にありました総点検ですが、4月27日の閣議決定をされた学校安全の推進に関する計画により、町内全ての学校には通学路の安全点検等について点検調査を行うとともに、安全確保に努めていただきました。いつ実施したかにつきましては、5月上旬に釧路教育局より調査依頼がありまして、全ての学校において調査点検しております。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 5月上旬に全ての学校でしたということですが、二つ目として、総点検の結果危険箇所は何箇所だったか。どういう所が危険であったか。その結果を道にどのように報告されたか答弁願います。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（佐藤健二君） 今質問にありました調査結果をお答えいたします。小学校3校で報告がございました。その3校の内訳ですが、霧多布小学校が2箇所、茶内小学校が2箇所、茶内第一小学校が1箇所、計5箇所にわたって危険箇所の報告を受けました。そしてその報告をそれぞれ関係機関等に報告しておりますが、教育委員会としては釧路教育局の方に報告しております。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 答弁漏れですけれども、どういう所が危険であったか。5箇所

あったかと思いますがそれをお願いします。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（佐藤健二君） 具体的な危険箇所について、詳しくお話します。5箇所について報告しましたが、まずその内の1箇所は茶内第一小学校の学校前の通学路にタンクローリーが通り、危険であるということです。残りの4箇所ですが、霧多布小学校校区で2箇所ほどあります。1箇所につきましては湯沸坂下の道路に関しまして、そこに横断歩道が無いということでそこを通学する児童から見通しが悪く、また坂下であることから車のスピードがかなり出るということで危険箇所としています。もう1箇所は、児童センター前の通りに横断歩道が無く、かなりの児童が通ると言う事で危険箇所としています。茶内小学校の2箇所につきましては、スクールバスの乗降場ですが、その部分については、ガードパイプが無いことで、その通りも非常に車の通りが多いということと、今回の統廃合に関わりまして、かなりの数がスクールバスを利用することで非常に危険だということです。残り1箇所につきましては、踏切から厚浜木材に至る道路なのですが、片方には歩道がありますが、片方に歩道が無いということで、どうしてもその歩道を通って、厚浜木材から旭地区に至る所に横断しなければならないということで危険としています。以上5箇所具体的にお話ししました。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 只今5箇所答弁してもらいましたが、私も若干聞きましたが、地域要望で上がったかと思えます。総点検において新たに出た所ではないと思えますが、その点どうなのか。これについて、何時まで改善する計画なのか、予定なのか、そのままの状態で行くのかその点答弁願います。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（佐藤健二君） 今ご質問がありました地域要望が以前からあったのかについてですが、5箇所の内1箇所については、以前からです。具体的には踏切から厚浜木材にかけての横断歩道につきましては、以前から地域の要望がございました。これらの対策についてどのような取り組みをされているかという質問ですが、既に茶内第一小学校の校門前を通るタンクローリーにつきましては、4月から5月当初にかけて地域並びに学校の方で乳業メーカーの方に申し入れをし、速やかに会社側が通行道路の変更をしたので、これについては改善されております。また、茶内小学校のスクールバスの乗降場のガードパイプにつきましては、今関係機関の方に要請をしているところです。

霧多布小学校の2箇所のうち、児童センターの前の横断歩道の設置要望は、近辺に横断歩道があるということですので、そちらに通学路変更していただくよう学校に申し入れをしております。残りの霧多布小学校、茶内小学校の横断歩道の設置の要望につきましては、今関係機関の方に申し入れをしているところで、具体的な取り組みについての報告はございません。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 今答弁ありましたけれども、児童生徒の命に関わる要望でございますので、要請しているということでございますが、いち早く改善をお願いしたいということでございます。総点検は学校毎でやったかなど、教育委員会総務係を通してやっていない感じではありますが自分も質問する以上若干危険な個所を点検してきました。住民の危険もあるかと思いますが、学校関係ではやはり霧多布中学校、霧多布高校前に横断歩道が無いということで、危険ではないかと思います。また、水取場防潮堤側の道路でございますが、歩道もありません。そう言う意味で通学する児童もいると思います。京都府で事故があったとおり歩道が無くて車が突っ込んだという、こういう所も危険ではないかと思います。また、丸山散布道路も歩道が無いと思います。その個所も危険個所ではないかと思います。浜中町においては、7箇所の踏切があります。そのうち5箇所に歩道がついて、車道の天端と同じように通行できますが、浜中市街の宇都宮踏切は歩道がありませんからついていないと思いますが、通学路の点検をするということになれば、あそこも通学路になっています。車のスペースしかありませんので、踏切を渡るときに車道側に寄らなければ歩行できない状態であります。そういうところも危険ではないかと思うわけでございます。まだまだありますけれども、いままでの懇談会における児童、交通事故に対しての地域からの要望がないのか。今後要望に対してどのように対応していくのかその点も答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） どなたが答弁されるのですか。副町長。

○副町長（松本 賢君） 展開が急転直下こちらに来ましたが、学校の関係の歩道等につきましては、教育委員会に現場を見ていただいて、その上で今後の方向性を含めてお聞きしたいと思っています。地域からの要望はないかということなのですが、この関係の資料は持ち合わせておりません。地域要望があれば優先度の高いものから進めて行きたい。やることは一杯あると思いますが、その通学路の確保と子どもの命を最優先に考えていきたいと思っておりますので、一般住民の方もいらっしゃいますが、特に子供の

場合は教育委員会に現場の状況を押さえていただいて、その上で協議して検討していきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 是非これから町長交えての懇談会が開催されますが、特に交通安全の対策については、速やかに改善していただきたい。1人の熱意で実現するかと思います。信号、横断歩道などは、公安委員会の予算で中々できないという担当課の話ですけれども。浜中市街に信号が設置されました。これも2年がかりでありましたが、一旦は一切だめですよという事で却下されましたが、子どもたちを守るんだという一念で、2年がかりで信号が設置されました。そう言う意味で散布の道々のT字路においても、歩行者用の信号の設置をすべきかなと思います。また、昨日突然遭遇しましたが、琵琶瀬のバス停で児童が乗ろうとしてました。急カーブの直ぐのところにバス停があります。こちらから行きましたら対向車が来ました。こちらはスピードを出していなかったから良かったのですが、本当に三重衝突になるような場所もありますので、その点も点検して本当に子どもたちが安心して通学できるような対策を講じてもらいたい。特に学校においては、一人一人の通学路の点検をまずしていただく。どこを通過してどこが安全なのか、今後しっかりと指導なり対策を講じてもらいたいと思います。そう言う意味で総点検の結果とありますが、6月25日に文部科学省から通学路における交通安全の確保についてという通達も来ているかと思います。目に見える敏速かつ計画的な実施を図ってもらいたいと思いますが、その点如何でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。何回も同じような対応策等の質問が重なっておりますので、重複しないように新たな観点での質問に留意していただきたい。答弁願います。

副町長。

○副町長（松本 賢君） 今のご提言、しかと受け止めさせていただきますので、後は現場を見つつ、この様なことが他にもないか全町的に目配せをして、教育委員会と相談しながら、一般の所は交通安全推進協議会もありまして、関係団体と色々検討させていただいて、目に見えるかどうかわかりませんが、やれば目に見えると思いますので、早々に検討を進めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 児童生徒の命を守る立場で責任者としての教育長の見解もお聞かせ願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長部局から副町長が今答弁しましたので、ことさらに町長の答弁はいらないと思います。従って担当である教育長から答弁させます。

教育長。

○教育長（内村定之君） これまで学校安全につきましては、古くから学校保健法に基づいて、様々な措置が講じられております。この4月に各学校における安全に係る取り組みを総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画が策定されたところであります。只今ご質問のありました通学路の安全対策につきましても学校安全の推進に関する計画に記述されている事項として、今回点検を行いまして措置をとったところであります。この推進計画は、学校安全について様々な課題と方策が示されておりますので、更に認識を深めて、今後の安全対策を進めてまいりたいと思います。先ほど霧中、霧高の横断歩道の関係、水取場、丸山散布、踏切の関係、色々と総点検をしなければならぬと。学校の方からは特にこの部分の指摘はございませんが、今一度この部分についても再点検をさせていただきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） そういうことで、どうか学校でやること、そして地域でやること、企業にお願いすることなどしっかり点検をされて、一日も早い子どもが安全に通える通学路確保に努力していただきたいということで、次の質問に入りたいと思います。

次に二点目ですが、学校施設の非構造部材の耐震対策の推進についてお伺いします。東日本大震災では、多くの学校において天井材の落下など非構造材の被害が発生し、人的被害が生じた例があるなど、改めて非構造部材の重要性が認識されました。大震災後に文部科学省が設置した有識者会議に置いても、非構造部材の耐震対策を速やかに実施する必要があるとの指摘がなされています。そこで、本町学校の非構造部材の安全点検の実施状況は。また、危険個所の耐震化を早急に図るべきと考えますが、教育長のご見解をお伺いします。併せて、各地域の町内会会館ならびに集会施設であります、公共施設の非構造部材の耐震の状況と安全点検の実施状況及び安全対策はどのようになっているのかと通告いたしました。これも順を追って質問をさせていただきますので、よろしくお伺いします。まず、文部科学省より通達が4月26日付けで道を経て教育委員会へ、各学校の状況を踏まえつつ、地震による落下物や転倒物から子どもを守るためにということで、平成22年3月の学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックにそって、耐震対策に積極的に取り組んでいただきますとともに、学校施設の安全確保に万全

を期すようにというお願いがあったと思います。皆さんご承知のとおり、北海道新聞において9月5日の文部科学省の発表、9月8日付けで総点検の結果が発表されております。まず、本町学校の非構造部材の耐震の安全点検をいつ、どのように実施されたかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 学校施設の非構造部材の耐震対策の調査につきまして、いつどのように実施したかの質問についてお答えをいたします。調査につきましては、道より各学校の本年4月1日現在での状況で、教育委員会としては5月に調査を実施しております。調査の方法としましては、文部科学省から示されたガイドブックを基に、学校職員が日常点検を行い、教育委員会の方に報告をいただいております。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 学校の職員が点検して、教育委員会へ報告と。その点検実施結果として危険学校または危険部材、危険個所は無いとの道新での発表ですが、どのように判断してそのようになったのかその点お伺いします。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 先ほどの答弁のとおり学校からの報告に基づき、道の方には浜中町として小中学校、高校併せて点検をし、異常がない旨を報告しております。点検の主な項目につきましては、天井、照明器具、窓ガラス、外装、内装、整備機器等7項目の点検を目視でもらい、学校においては先ほどの教育長の答弁にもありましたが、学校安全法の関係で教職員につきましては、学校施設の安全点検をする義務があるという部分を含めて点検をしていただき、結果として異常がないということで報告をしております。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 只今課長より答弁がありましたが、安全であると発表したかと思いますが。ちなみに非構造部材ということは天井材、内壁、外壁のような構造材以外の部材を示しており、落下の危険性のある放送器具や照明器具、天吊り型のテレビ、窓ガラス、ガラスブロック、転倒の危険性のある本棚を7項目にわたって点検ポイントが示されて点検したかと思います。しかし、浜中の2校を自分なりに点検しましたところ、若干の危険性があると判断しました。学校では危険でないと判断しましたが、子どもの命を守る上から危険と判断しました。一つは本棚です。壁にきちんと金具で止めている

のは危険でないと思いますが、金具で固定されていません。そういう面も対策としては、金具を取り付けるか、床に転倒防止の金具を付けるといったことをしなければならないと思います。もう一つは、下駄箱です。下駄箱は入っていませんが、転倒の可能性のある部材に入ると思います。これも壁側にあるものは固定しましたが、していない下駄箱がありました。自分なりに目で見てきましたが、あとは天井材です。点検ポイントというのは、目で見るとの確認ですから、どれだけ教室、体育館の天井材が耐えられるのか、その点も不明確だと思います。ですから、転倒防止、落下防止については、目で見るとではなく、専門家に点検してもらうように取り組むべきと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 今回の調査に基づきまして異常がない旨の報告をしておりますが、今議員おっしゃられましたとおり、点検不十分な点があったと思います。調査については、今年で2回目で、今後更に学校とも協議をし、調査を行いながら対処しておきたいと思います。また、議員もご承知のとおり非構造部材につきましては、多種多様であり、対策方法についても様々であります。教育委員会としては、学校から報告のあったものについては、速やかに対処したいと考えております。文部科学省の調査の報告としましては、まず学校職員に対して目視で点検してもらう。何か異常があった場合につきましては、学校の設置者である教育委員会更には委員会が解らないものについては、専門家を交えて点検をするようにという指導があります。天井等に不具合があったものにつきましては、教育委員会が現場に出向きまして、現場をまず確認し、その中で専門家の点検が必要な場合につきましては、専門部署と協議をしながら安全点検に努めていきたいと思っておりますので、ご理解お願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 必要があればでなく、やはり予防ですから。天井裏の構造は、目で見ても分かりません。実際地震があった時には、文化センターの天井、体育館の天井も落ちたわけでございます。あってからでは遅いのです。そういう危険性のある多くの人が集まるような施設において、しっかりと専門家に点検していただくことが大事かと思っておりますので、取り組んでいただきたい。いつ地震があるか解らないのです。今のうちから耐震に対して、専門家に点検していただくようお願いいたします。その中で現在計画している補強工事の計画があるのかなのかその点お伺いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 補強工事関係についてお答えいたします。姉別南小中学校の件につきましては、現在地域の中で色々協議をしておりますので、それが決定次第対処していきたいと思います。また、霧多布中学校につきましても耐震診断を実施しておりますし、この結果につきましては今年度中に出る見込みでありますので、それを基に補強が必要であれば補強をする形で対処していきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 解りました。8番議員のときに答弁ありましたが、補強工事に対しては1割負担で実施できると文部科学省から通達があると思います。耐震対策に関わる財政支援については、24年度予算で拡充し、地方公共団体の負担を軽減することとします。速やかに点検を実施するとともに、24年度予算を活用するなど耐震対策について努めていただきたいとこのように言われております。早急に耐震化を図るべき計画をしていただきたいと思うわけでございます。このことについて、最後ですが学校設置者として、また、児童生徒の命を守る責任者として教育長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） 先般9月5日の新聞報道にありましたように建物そのもの構造体の耐震化率は、全国道内とも比較的進んでいるとしています。ただ天井が落ちたり、棚が崩れたりする危険性の認識が低くて、後手に回っている実情が報じられておりました。本町の各学校におきましては、新聞報道にありましたように小中12校、併置校2校あって学校数としては10校となりますが、耐震点検を行って、特に異常は認められませんでした。ただ今後もこの非構造部材の耐震対策につきましては、ガイドブックによる点検を継続的に行って、児童生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 児童生徒の命を守る立場として、しっかりと対策を組んでもらいたい。早ければ早いほど1人の命を守れるのです。いつ地震が起きるか解りません。そういう意味でどうか積極的な対策を計画し、実行に移してもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。併せて各地域の町内会会館並びに集会施設であります公共施設の非構造部材の耐震化状況。これはどのようになっているか、答弁をお願いします。特

に地域の会館、公共施設全部、その点掌握している範囲内で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 只今の学校の安全対策に関連して、町内の会館、集会施設はどうなっているかというご質問でございますが、総務課契約管財係で管理しております町内会館含めて、28施設の集会施設があります。木造、非木造ありますが、基本的に昭和60年以降に建設されましたものにつきましては、日本建築学会の非構造部材の耐震設計に基づいて建設されているものと理解しております。そのことによって、特に非構造部材の耐震についての対策は、改めて講じておりません。また、昭和60年以前に建設されました非木造の部分で3施設ございますが、大きな地震があった場合については、現地を目視ではありますが、確認し、安全を確認しているところであります。今後の対策ということもございましょうが、特に公共施設等については、学校と違いまして非構造部分の耐震についての指導等は入っておりませんので、今後の推移を見守っていきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 60年以降にほとんどの施設が建設されて、それ以前に建設されたのが3施設ということでございますが、これにおいても通達が無くても住民が集会したりするところなので、しっかり対策を講じてもらいたいと思います。また、職員住宅やら教員住宅、町所有の建物なども耐震化状況がどのようになっているか、その辺も併せて答弁をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 職員住宅につきましても、非構造部材の耐震対策についての特別の指導等無いものですから、従前どおりですが、先ほど来、そう言うことが無くても安全対策に気をつけるべきだというご指摘を受けてますので、全体の中で今後考慮していきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 教員住宅の関係でご答弁申し上げます。教員住宅につきましては、今回の非構造部材の調査の中には含まれていません。教員住宅の非構造部材に関する調査はしておりませんが、各先生方についても何かあった場合については、教育委員会としてしっかりと対応していきたいと考えておりますのでご理解をお願いします。

す。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） 最後になりますけれども、町民の命の尊さ、町民を守っていく立場でしっかりと対策を講じて、予算計上していただきたい。その意味から一番の責任者であります町長にご答弁をしていただいて、質問を終わります。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本 博君） 最初に一連で出ました学校の施設を含めるとすれば、学校については、教育委員会が調査を含めて対策をすることになります。町の施設については、耐震含めてその制約がありませんので出来ませんが、安全性を保つことからすると大切な事でありますので、しっかり関係する課に調査を含めてやってもらおうと思っています。いずれにしても、各課共通している部分もあるかもしれませんが、調査しながら建物の安全についてはしっかりやっていきたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

○7番（川村義春君） それでは通告に基づき一般質問をさせていただきたいと思えます。昨年10月に松本町政が誕生し、2年目の予算編成時を迎えるが、25年度における町政の重点施策と関連する予算編成について質問させていただきます。

一点目、町長就任時に述べられた町政執行の所信と基本的な姿勢で、「地域を支える地場産業の振興と災害に強いまちづくり」を主要テーマに掲げており、このテーマは今後も継続されるものと大変力強く感じております。そこで、新年度の予算編成において、浜中町財務規則第7条には、町政の重点施策として予算化する事業をあらかじめ予算編成方針に掲げ、課長等に通知することになっているが実態はどうか。まずその点をお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 税財政課長。

○税財政課長（松橋 勇君） 予算編成方針に関わるご質問についてお答えいたします。

予算の編成方針は、次年度における町政執行の方向性を示す最も重要なものであり、町長がまちづくりの基本テーマとして掲げる施策を具現化する内容で、しかも第5期浜中町新しいまちづくり総合計画並びに浜中町財政再建プランとの調和を保ちつつ、限られた歳入の中で、最大の行政効果を上げられる予算組みとなるよう、各課の予算要求における基本的な事項を示すものであると考えております。予算編成方針ということでございますが、これは議員おっしゃった内容と重複しますので、一部割愛しますが、浜中町

の財務規則に行政の重点施策その他予算編成に関する基本的内容を定めて、基本的な方針であるということで予算編成方針を定義づけておりますし、また、町長はこの方針を定めた場合に各課長に通知するものということで規定されているところでございます。本町におきましても、例年予算編成作業の前段で、各課長等に次年度の予算編成方針を定めまして通知しているところであります。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 今税財政課長から答弁がありました。全くそのとおりだと思います。私行政の方にいた時から思っていたのですが、本来の姿というのは、町長の予算編成方針が出来てからそれに基づいて各課において予算見積が出される。それを町長が査定するということですね。これについては、財務規則の第11条でも税財政課長は町長の査定が終了したときは直ちに課長等に周知するとなっておりますし、第10条では予算編成方針に基づき調製を行って町長の査定を受けなければならないとなっておりますから、順序的にはそのような形になるのかなと思っておりましたが、今までのあり方というのは、予算編成方針に具体的に来年度はこういう事業をやりますよというような位置付けがされていません。文言上の重要施策はあるのですが、例えば来年度はこういった事業をやりますよという町長の考えを予算編成方針に位置づける。そうすることによって、各現課としては予算見積が非常にし易くなるのではないかと。結果として予算そのものが、メリハリのあるものが出来上がると思うのですが、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思っております。町長どうですか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本 博君） 今回の質問で町長の執行方針が先ではないかということですが、本来であればそうだと思います。現実に予算が決まって、執行方針ができてというのが今の作り方だと思っています。ただ、この間浜中町の財政も大きく変化しております。長谷川町長と一緒にあって今日まで来ましたが、最初の財政再建プランを示したように、大変財政の厳しいときに何かをやらうとかそういう状況ではなかったです。そう言うときの予算の作り方含めて、各課長に精度を求めたかと言うと節減と言うか、金を使わないでくれというような形で予算が作られて、今日まできたのではないかと考えています。ただこの間、その時期を越えて、経済情勢が大きく変わったわけではありませんが、財政的に若干のゆとりが見えてきたとすれば、そのこともこれから課題になってくると思っているところであります。今後特に全課には直接言いませんが、地

場産業の振興となってくると、水産、農林に直接話をかけたり、福祉、子育てもそうだと思います。教育も含めて予算については、しっかり前もってその話をさせてもらって、進めて行きたいと思っています。ただ執行方針が出来ているのがぎりぎりとなっていていまずから、そういう状況にはなりません、今後は課題として位置づけ、予算を作っていく方針にしたいと考えているところです。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 町長の前向きな答弁をいただきました。手元に昨年度の予算編成方針があります。この予算方針では、国の予算の動向、北海道の財政状況、本町の財政事情、別表として経常比率から地方債残高に至るまで詳しく載っておりますので、各現課としてはこれを見ながら、浜中町の経済状況が理解できると思っております。四番目に本町の財政運営の基本方針というのがあります。最後に総括ということで、後は一般的な経常経費の予算の見積の仕方とか投資的経費の計上の仕方という形で細かくなっているのですが、四番目の中では予算編成の基本的な考え方ということで、ここに優先施策を掲げて、箇条書きでも良いと思うのです。このページの部分に必要な財源を優先的に配分するという事で選択と集中化を図る。そうするとメリハリのある予算編成方針が出来上がるのではないかと思っておりますので、検討していただきたいと思っております。特に総合計画との関連は、後段ご質問いたしますが、整合性を図るというのは勿論のことではありますが、そこの窓口がまちづくり課であります。まちづくり課は町長の頭脳でありますから、執行方針を作る段階で、まちづくり課ときっちり協議をして、例えば課長会議の中で来年度はこういう事業を考えているので、税財政課の方に予算編成方針の中に盛り込みなさいといった形でいくと、各課としては、予算見積がしやすくなると思いますので、是非検討していただきたいと思います。新年度の優先事業をもしここで述べる事ができれば数点で結構だと思います。ハード、ソフト両面あるかと思いますが、あるとすれば出していただきたいと思います。税財政課長の答弁は無理だと思いますので、町長からあればお知らせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本 博君） 今の段階で特に言えることは、防災対策に新年度どれだけ予算を付けられるかが、大きなところだと思います。ただ防災につきましては、これから関係機関含めて協議しながら進めていかなければなりません、出来る所から進めていきたいと思っています。それは教育、福祉とかいろんな形で広がっていく部分だと思って

います。一防災担当者が決められる事ではありません。そこを中心に今考えています。それに地場産業を支えるという事で、第一次産業の振興策でありますけれども、それはこれから経済団体とも協議してお話を進めることになろうかと思えます。そんな意味では時間をいただきながら、その時期まで進めて行きたいと思っています。ただ農業と言うと環境保全型のかんがい排水事業が終わっていますので、大きな事業としてはありませんが、水産の部分、第5期総合計画で上げている部分の事業の展開を含めてやっていきたいと思っています。ただ、総合計画を作って大震災を受けました。その関係で遅れるということではないのですが、色んな経済情勢含めて環境が変わってきている実態もあります。各産業団体との調整も必要ですから、一寸時間がかかっている部分もありますが、今後団体等含めて進めていきたいと思っています。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） お答えをいただきました。とりあえず今考えていることは防災対策を含めて、できるものから予算を付けていくということのお答えでございました。この防災関係については、福祉分野、教育分野等に関連するものですから、その中でも重点的なものを査定していく作業になってくると思っていますので、頑張ってやってほしいなと思っています。

二点目の質問に入らせていただきますが、二点目の質問については先ほども言いましたように、第5期浜中町新しいまちづくり総合計画との整合性が問われるわけでありす。そこで町長のテーマであります地域を支える地場産業の振興の部分で、私の手元に総合計画の実施計画書がありますが、これを捲らせていただきましたら、その中で農業分野についてはかん排事業が終わったということで、大きな事業は無いのですが、漁業関係でいきますと、漁業の振興に掲げる種苗センター建設事業、これはウニに関わる部分であります。町長の24年度の執行方針の中でも、ウニ種苗確保に向けた検討会で種苗センター建設に向けた調査を漁業者、産業団体、関係機関との十分な協議のもとに進めるということであります。本年度実施計画書によりますと、実施設計が4,000万円、25年度では本体工事5億円の計画があるわけですが、本年度町長の執行方針の中で述べられた部分について、昨年度の決算特別委員会、総務経済常任委員会の中でお尋ねをしました。その報告をいただいた後にどういう動きになっているのか、この計画通り進む予定でいるのか、或いはローリングをして先延ばしにするのか、その辺の考え方を担当の方からお知らせいただければと思います。簡単で結構ですので、よろしくお願

いします。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） 種苗センター建設についてお答えいたします。種苗センター建設につきましては、議員お話のとおり平成24年度実施計画、平成25年度本体工事を計画しております。この件につきましては、浜中町水産振興連絡協議会の中で、ウニ種苗確保に向けた検討会を立ち上げ、ウニ漁業部会、ウニ養殖部会、浜中散布両漁業協同組合の担当者、釧路地区水産技術普及指導所、町水産課の関係者を委員として、検討を進めているところでございます。しかしながら、未だこの方向性について結論を見出すに至っておりません。よって大変残念ではあります。新年度予算計上につきましては、先送りとならざるを得ません。ただ、この検討委員会の中では引き続き十分な協議検討を進めるということで、意思疎通、確約を取っておりますので、今後とも引き続きこのように進めたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 依然としてその協議が進んでいないことだと思います。ウニ種苗検討会の会長は水産課長ですよね。各産業団体に指導できる立場にあるわけです。私も浜中漁業協同組合の専務とも一寸話をしてみました。組合の職員と話すれば、種苗は買って来た方が安くて済むという考え方のようです。ただ、一部漁民から聞きますと、漁民の立場としては種苗センターがあって、安定的に浜中で買える方が良いという声も一方では聞かれます。今までに検討会を何回開いたか、その辺お知らせいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） ウニ種苗確保に向けた検討会は、第一回目平成22年10月20日、第二回目平成24年5月25日の二回でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 22年と24年の2回ということですが、今年の5月の話し合いというのは、総経委員会では聞いていないと思いますが、5月の話し合いの内容を簡単にかいつまんでお知らせいただけませんか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） 5月の段階では施設の規模、運営方法、場所について話し合いをしました。今種苗は買ってきてございます。買った場合の単価、実際ここでセン

ターを建てて運営していった場合の出来上がりの単価をトータルに考えた時に、果たして浜中町にセンターを作ってもコスト的にどうなのかというような意見もあります。そのようなことから、作る作らないの結論は出ておりません。

○議長（波岡玄智君） 本日の会議時間は、記事の都合によって、予め延長いたします。川村議員。

○7番（川村義春君） 5月の段階の協議の相手はどなたでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（佐藤佳信君） ウニの養殖部会の役員さんと両組合の指導関係の職員と町でございます。それと水産普及指導所の職員であります。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 解りました。今後も総合計画に位置付けされた事業については、先送りとなるけれども、詰めていくというお答えだと思います。そのように認識したいと思えます。それから防災対策の関係。災害に強いまちづくりの部分から一点確認しますが、防災対策の防災行政無線設置工事については、新年度で2,000万円の計上がありますが、設置場所についてはどこでしょうか。お答えいただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 只今のご質問、第5期総合計画の中の平成25年度防災行政無線設置事業で2,000万円の計上がありますが、この部分につきましては、農村部の防災行政無線をデジタル化しようという年次計画で予定しているものでございます。ただ、昨年の東日本大震災を受けたことに伴いまして、沿岸部の屋外拡声器の増設ですとか、国道方面の屋外拡声器、更には要望があります昆布漁船等への広報無線の音声も要望がありますので、それらも検討したいと考えております。更に学校ですが、学校には職員室に個別受信機1台しか付いておりませんので、速やかな情報の広報ということであれば、体育館や教室への個別受信機の設置も検討していきたいと考えているところです。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 今年度の2,000万円については、農村部の個別受信機のデジタル化と聞きました。併せてお聞きしますが、屋外拡声器についてもこの2,000万円でやろうとしているのですか。とても出来ないと思えます。私6月の議会にも質問をしましたが、屋外拡声器の無い場所が数箇所あります。そういった場所は、避難して

いる場所で、無いわけですからそれも急ぐ話だと思います。屋外拡声器については、いつごろ設置する予定でいるのか考えがあればお聞かせください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 平成25年度の2,000万円だけで農村部の防災行政無線のデジタル化をするということではなくて、2,000万円のずつの年次計画で平成30年までを予定しています。今までは特定防衛施設周辺整備事業の交付金を使って実施しておりますが、それらの財源を見極めながら、全体では1億3,000万円程度で計画しているものです。加えて今ご質問のありました聞こえない場所、例えば湿原センターの屋外、酪農展望台周辺、アゼチ岬の屋外拡声器の増設につきましても、この予算の範囲内でできるだけ早めに設置したいと考えております。ただ、来年すぐ出来るかという、財源的な問題もありますので、できれば先に海岸線の聞こえない場所の設置を優先的に進めたいと考えておりますが、今、きっちり決定しているわけではございません。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 昨年6月の時点では、出来るだけ早く設置したいという答えが帰ってきて、早や1年経つわけです。是非来年度予算に計上して行っていただきたいと思っております。

三点目に移らせていただきます。喫緊の課題である津波防災関連事業など、新規に総合計画に盛り込み早急に実施が求められる避難道の改修・新設に向けた予算計上のほか、総合計画に盛り込まれてはいるけれども、後年度計画の津波避難タワー建設事業や役場庁舎新築事業、学校給食センター改築工事などの実施年度を順次繰り上げて予算化する考えはないかどうかお尋ねします。

○議長（波岡玄智君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（越田正昭君） 質問にお答えさせていただきます。津波防災関連の事業につきましては、北海道が公表した500年間隔地震津波の想定からも最も重要な課題と認識をしております。更に昨年の東日本大震災に直面し、言われるとおり喫緊の課題として受け止めております。地震津波が起きる場合、真っ先に避難をすることが優先と考えております。町としても出来る限り避難に対応できる対策として、まず避難道の整備を優先しながら、津波の想定に対して、最善の避難施設の設置の是非も含めて検討してまいります。また、役場庁舎の新築、給食センターの改築についても、建築場所

の検討、財源の確保も含め、総合計画の年次にこだわりなく1年でも早く事業に着手していけるよう協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 今まちづくり課長の方からお答えがありました。総合計画にある無しに関わらず、避難道の整備、庁舎、給食センター、これらについては年次に関係なく早急に対応して行きたいという答えですけれども、町長それで良いのですか。一つ言わせてもらえば、庁舎の建設ですけれども、津波が来たときにこの庁舎は流されるのです。釧路市が今行っております防災庁舎建設ですが、あの事業の補助交付要綱を入手しました。都市防災推進事業費補助交付金という交付金事業があります。これでいきますと国交省の2分の1の補助があります。当初同じ事を庁舎の関係で質問したときに、これは人口10万人以上の都市でないと該当にならないというお答えだったのですが、よく調べてみますと、町村も該当になるということのようであります。こういった事業を使って、とりあえず調査し、設計を試みる。こんなことを頑張ってやってほしいなと思うのです。先ほど防災対策室長が言っていました、やれるところからやるという話、そのとおりだと思います。今回J・アラートの関係で一斉送信をしましたが、その時に白糠町がエリアメールも一緒にやったと聞きました。何故うちの町は出来ないのだろうか。もう少しすれば昆布漁も終わってしまいます。昆布の出ている時にやってこそ初めて検証ができる。昆布採取時期は10月10日までありますが、早い家庭では今月一杯で止めてしまう漁家もあります。昨年の出漁日数が10月10日までで、24日出たようです。今年は既に22日出ていますから、あと2日で去年並みにとってしまう。そうすると出漁しなくなる。その間にエリアメールをきっちりやる。そういうことを是非ほしいのですが、そのエリアメールに関してですが、今月中に防災無線で周知して、両漁協の協力を頂いて、試験電波を出しますから間違いのないようにということでやれば検証できると思います。是非やってほしいと思うのですが、その辺のお考えをお聞かせ願いたいと思います。庁舎の関係も含めてお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） 後段のエリアメールの関係につきましてお答えいたします。エリアメールの配信につきましては、既に3社とも実施できるようにしておりますが、実際の試験はまだ行っておりません。議員おっしゃったように今日のJ・アラートの送信に併せて白糠町さんではエリアメールの配信を試験すると伺っております。私

どもも早めに試験をして、確認をしたいと考えておりました、まだ正式に日程は決めてないのですが、この春に延期しました避難訓練の際に実施したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本 博君） お答えしたいと思ひます。最初に庁舎に関わることでこの間、それは一番最後ということできていましたが、先ほど言われましたように、事業を見つけてしっかり調査したらどうかということを含めて、今後進めていきたいと思ひます。ただ、お金が無いと言ったらおかしいですが、貯金も無しではものは建てられませんし、お金の借り道も無い状況ですから、少しでも現金がなければ駄目だと思ひます。この間庁舎のことも議論していますが、貯金する事もしっかり議論しないかと。何時からするということも含めて、なるべく早めに協議をしながら、貯金をしながら将来を見据えていきたいと思ひしているところです。建てる場所含めてです。ただ、給食センターがその前にあります。これも補助金としては、沢山もらえるものが少ないのですが、そういうところ含めてしっかり金を探してやっていきたいと思ひます。先ほどまちづくり課長答弁していますが、補助金等調査しながら今後進めていきたいと思ひますので、なるべく早い時期に何時から貯金したいという意向含めてやっていかなければならないと思ひます。ただ、間違いなく金の無いときには建てられませんからそれだけは言っておきます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 最初のお答えのエリアメールの配信ですけれども、延期した避難訓練に併せて実施したいということですが、何時実施するのですか、延期した避難訓練というのは、今月中にやるのですか。今月中にやらないと意味がないと思ひます。小型の船で昆布を採っている最中に津波が来たらどうするということなんです。そういった危機感を持たなければ。エリアメールの配信ができるようになっているだけでは、駄目だと思ひます。やっぱり避難訓練についても、例えばMGロードの琵琶瀬から来る部分については、L字型ですからあそこを改良してうまくいけるように、或いはチリ部落から組合の裏を通して、途中で止まっている道路を真っ直ぐ新設してMGロードにつなげるとか。そういった部分は急ぐべきだと思ひます。それと平行して今言ったエリアメールについて、今月中に試験電波を出しますということは確約できないのですか。それから今の町長の庁舎の考え方ですが、庁舎を含めて、タワーも含めてだと思ひます

が、いずれもお金が無ければできないということですから、是非貯金を早めに、何時からやるというのを決めて頑張っていたきたいと思います。庁舎の方は解りました。エリアメールの方だけお答えください。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） エリアメールの配信につきましても、実は浜中町内全域になりまして、近隣の市町村への周知ですとか、会社は1社だけなのですが、1社との協議もありまして、予め日程調整をしてなおかつ近隣町村の周知の準備もなるものですから、来月に予定しております避難訓練に併せてやりたいと思いますので、9月中の実施につきましてもは確約できないのですかということですが、9月中には実施しません。来月の避難訓練の時にやりたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 納得いきません。業者と協議しなければならないという話をしているうちに、もし津波が来たらどうなるのですか。実施できるようになっているとすれば努力すべきでないですか。町長その辺、町長からお答えください。これは危機管理の問題ですよ。明日にでも来るかもしれない災害に備える。その時期は9月一杯、遅くても10月10日ですか昆布漁があるとすれば。想定している避難訓練の時期は何時なんですか。これは防災対策調査特別委員会の中でも話が出ていたことですから。今回対策委員会の方から提言という形で報告がされていますがどうなんですか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（上田幸作君） ちょっと言葉足らずで申し訳なかったのですが、その携帯業者さん3社あるのですが、1社につきましてもは訓練の協議が必要だということです。本番の配信につきましてもは、協議は必要ないのですが、訓練する為にはそちらとの日程調整が必要だということございまして、ちょっと言葉足らずだったのですが、そういうふうに理解いただきたいと思います。あと津波浸水予測の公表がありまして、海岸線の地域に説明会に行った時の色々な意見の中で、出漁中の携帯電話への配信をするようになっていますというお話をしました。当初漁組さん、議会防災対策調査特別委員会からの話もありましたし、私たちが有効だと捉えて3社と契約していますが、実際の浜の声を聞きますと沖に行っている時には、中々携帯もそばにないし、聞きづらいというような声もありますし、そういった意味もありまして、出漁中じゃなくて、避難訓練の時に併せて実施したいと考えたところであります。

○議長（波岡玄智君） 町長、ここは町長の決断をしなければならない重要な行政テーマです。しっかりと腹を据えてご答弁願います。

町長。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本 博君） 今のご質問にお答えしたいと思いますが、本番という言葉がありますけれども、私は是非できる方向で努力したいと思っています。そういうふうにしていきたいと思っています。

◎延会の議決

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣言

○議長（波岡玄智君） 本日は、これで延会します。

（閉会 午後 5時24分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員